

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成30年6月1日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	後藤伸太郎君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	佐藤正明君	及川幸子君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	星喜美男君
	菅原辰雄君	山内孝樹君
	後藤清喜君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
建設課長	三浦孝君

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

午前10時00分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

なお、当局より町長、副町長、総務課長、企画課長、町民税務課長、保健福祉課長、建設課長の7名が出席しております。

初めに、私から一言挨拶を申し上げます。

皆さん、おはようございます。

きょうから6月に入りまして、6月といえば梅雨入りといいますか入梅の季節でございます。きょうはまだ曇っておりますが、これから毎日じめじめした天候が予想されますことから、委員の皆様におかれましては体調管理に十分注意をされまして議員活動に専念していただきたいと思いますし、また今月は早速7日からですか、議運の予定もありますし、また12日から定例会も開催されますことからよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日の特別委員会は、1件目として陳情2の1災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める陳情書について、2件目として東日本大震災対策特別委員会に付託されました請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書を審査するため、開催するものであります。

まず、本日の進め方ですが、1件目の陳情2の1災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める陳情書についてにつきまして、事務局の説明後、質疑に入ります。質疑が終了した後、当局の皆さんに退席をしていただき、審査を行います。その後、出席を要請した参考人の関係もありますことから、昼食休憩を挟んで2件目の請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書の審査を行いたいと思いますが、午後の再開から参考人に会議室に入っていただき、請願2の1に対する質疑を行い、質疑終了後、退席いただることになります。このように取り進めることにご意見ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

初めに、陳情2の1災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被災者医療等一部負担金

免除の継続・復活を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

○事務局長（三浦 浩君） 皆様、おはようございます。

それでは、陳情2の1災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める陳情書についてご説明を申し上げます。

お配りいたしました資料1をごらん願いたいと思います。

本陳情につきましては、3月に開催されました平成30年第2回南三陸町議会定例会において東日本大震災対策特別委員会に付託されたものでございます。

それでは、陳情書の陳情者の団体名、氏名並びに陳情の要旨の部分を読み上げたいと思います。

陳情者、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター、綱島不二雄。

陳情の要旨でございます。災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被災者医療等の一部負担金免除措置の継続と復活を以下のように強く求めます。

（1）災害公営住宅（復興公営住宅）に入居し、国の東日本大震災特別家賃低減事業の対象となっている世帯への入居6年目以降の家賃軽減の継続、並びに入居後3年を経過した収入超過者への家賃減免等を行うことを求めます。

（2）減免実施に当たっては、国の制度改善を基本としつつ、各自治体に交付されている当該補助金をその趣旨に沿って有効に活用されること、また宮城県に対しても自治体格差が生じないように財政支援を含めて調整されるよう働きかけてください。

（3）被災者医療等の一部負担金免除措置を継続している9市町については、引き続き平成30年度も継続するよう英断を求めます。平成28年度から免除を廃止した市町村には、改めて免除措置の復活を求めます。

（4）75歳以上の高齢者の免除措置の廃止は命にかかわります。基金を活用して後期高齢者に対しての免除措置を復活されるよう強く働きかけてください。

（5）宮城県に対し、全市町村及び後期高齢者医療でも免除措置が行えるよう、岩手県同様に復興基金を使って自治体負担の半額を支援されるよう強く働きかけてください。

2の陳情の理由につきましては記載のとおりでございます。

以上、本陳情の説明とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 事務局による説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいま説明のありました本陳情の要旨5項目に係る制度や事業の内容等について、当局に

伺いたいことがあれば伺ってください。どうぞ。及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。何点かお伺いいたします。

まずもって、2ページにあります宮城県全体では全入居世帯の72.5%を占めていると、月収が8万円以下の世帯です。当町では、該当する人ですね……。

○委員長（山内昇一君） 及川委員、ちょっとお話の途中ですが、きょうは着座にて発言を許可しておりますのでよろしくご配慮をいただきます。

○及川幸子委員 そうですか、ありがとうございます。1間だけは立ってさせていただきたいと思います。済みません。

当町では、月収8万円以下の世帯がどれだけあるのか。そしてまた、非課税世帯、年金暮らしの方がどのぐらいいらっしゃるのか。まずもって、この辺をお伺いいたします。まずもってお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、2点、減額の対象世帯でございますけれども、町単独も含めまして503世帯となってございます。それから、65歳以上の年金をいただいていると推定できる方が268世帯でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 座らせてお伺いします。

ただいま8万円未満の世帯が503世帯ということによろしいんですか。

○○建設課長（三浦 孝君） 済みません、被災者ごとに今資料持っていないのであれなんですけれども、町の独自減免措置もございますので、何らかの減免を受けている世帯が503世帯でございます。

○及川幸子委員 減免を受けている世帯が503世帯ということですね。

○建設課長（三浦 孝君） 8万円以下ということではなくて、10万円を超えると独自減免等もございますので、それらを含めて503世帯、約七十数%の世帯が減免を受けているという状況でございます。

○及川幸子委員 それから、年金世帯の方が268世帯、単独年金の人たちが268世帯。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 非課税世帯ですか。非課税世帯まではこちらでは把握はしてございませんので、単純に年金をいただいているだろうという年齢を超えた方がいる、今、65歳以上の入居者しかいない世帯が268世帯あるということでございますので、ほとんどの方が年金を

いただいているだろうと。268世帯が入居者、ほぼほぼ2人ですけれども、2人の方が65歳以上の方が入居している世帯だけです。2人の方が65歳以上の世帯が268世帯ということです。一般的には年金のみで生活をしていると想定はされます。これは申告書一件一件見なきやわからぬことなので、本来はそこまでちょっと調べていませんので、他の収入はないと推定すれば年金のみで生活している世帯が268世帯だと考えていただいても結構だと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 座ったままで。

町民税務課長さんいらっしゃいますからお伺いしますけれども、ことし、聞きかねたんすけれども、全世帯のうち所得が100万円から200万円の世帯はどのくらい、何%いらっしゃいますでしょうか。200万円以下です。

○町民税務課長（阿部明広君） 29年分はまだ集計できておりませんので、28年度分しかわからぬ状況なんすけれども、200万円以下で1万2,000人という形になっています。

○及川幸子委員 1万2,000ですか。間違いないですか。

○町民税務課長（阿部明広君） 27年分の所得になりますので、ちょっとまだ去年の分についてはまとめ切れておりませんので。

○及川幸子委員 29年度に28年の所得がまとめますよね。そうすると、29年度分は申告が終わっているから28年度分が出ているのではないかでしょうか。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと今資料持ち合わせてございませんので、わかりかねます。

○及川幸子委員 じゃあ、大事なところですので、資料をお願いいたします。

委員長、休憩していただいて。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長、資料請求が出ておりますが、よろしいですか。

○及川幸子委員 休憩していただくようにお願いします。

○委員長（山内昇一君） では、暫時休憩といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時26分 再開

○委員長（山内昇一君） 課長が戻りましたので、資料をお願いします。

○町民税務課長（阿部明広君） 29年度分の所得割のほうなんすけれども、3,797人で約77%ほどになります。総数で4,900人くらいです。所得割の人数です。

○及川幸子委員 200万円以下の方が3,797人、77%ということでおよろしいですか。そうすると、これは所得ですから総額収入額は捉えておりますか。これは必要経費を引いた所得額になるわけですけれども、収入……。（「ちょっと今まとめた数字は持っていないです」の声あり）持っていないとしても、概算ですけれども、3,797人、3,800人の人が77%ということは200万円以下ということは、350万円収入であると、ざっと計算してです、350万円以下の方が77%いる、29年度。私が去年、聞いたのは80%でした。そうすると、幾らか若干収入ベースで3%ほど多くなったのかなと思いますけれども、収入の方が。

そうした中で、県は72.5%、これは月収の8万円の以下の方々ですけれども、仮に200万円を12で割ると月額になってくるわけですけれども、こうした人が77%もいるとなると、やはりまだ所得水準が低いと私は思われます。

そうした中で、一度は我々議会でもなしということで打ち切りにしましたけれども、やはりこの場に来てこのぐらいの隣接町村でもまだまだやっているところがあります。こうしたところから見ても、もう少し議論してここでこの陳情をもう一度考える必要があるのかなと思われますけれども。

それから、家賃軽減の件ですけれども、これが家賃に反映してくるわけですけれども、この所得割です。先ほどの説明ですと、ふたり暮らしの年金世帯が268世帯あると、年金だけの方が198ということは、200世帯の方々が年金だけで生活しているということなんですけれども、この家賃軽減も大事なことではないかなと思われます。こうしたとき、実態、復興住宅は一般的な住宅も含めて復興住宅も含めた数として捉えてよろしいんでしょうか。復興住宅だけではないと思われますけれども。該当になるのは復興住宅だけですけれども、これはそのように復興住宅だけの世帯として捉えてよろしいんでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 軽減低廉化につきましては、被災者の方々が対象になってございまして、復興住宅に入居されている方が対象でございまして、通常の公営住宅に入居されている方は対象外ということになります。

○及川幸子委員 そうすると、例えば、復興住宅に入居している方々をこれに当てはめると大体年間幾らの軽減措置になるんでしょうか、これを行った場合です。総額と件数です、世帯数と総額で。幾らぐらい必要。

○建設課長（三浦 孝君） 件数につきましては、先ほど503世帯と申し上げていますので503世帯でございます。年間の総額といたしましては7,760万円ほどの額になります。総額でござい

ます。

○及川幸子委員 それを国・県とどのぐらいの割合で、単費、町の持ち出しとしてはどのぐらいになるのか。国が2分の1だと思われますけれども、半分を町と県とで出すと思うんですけれども、それがどの程度交付税算入に反映されてくるのか、その辺をお伺いいたします。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。

国から75%いただいているとして、県のかさ上げはございません。残りの25%が町負担となります。

○及川幸子委員 今、建設課長は電卓をはじいているようですけれども、済みません、7,760万円の25%、お願ひいたします。

○建設課長（三浦 孝君） 5,818万6,000円でございます。

○及川幸子委員 違う、25%、逆でしょう。

○建設課長（三浦 孝君） 町の負担ですか。失礼しました。2,940万円です。

○及川幸子委員 2,940万円、そうするとざっと3,000万円。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、1,900万円です。

○及川幸子委員 だんだん少なくなっていますね。2,000万円ですか。この2,000万円は、交付税で算入になっていきますか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全額ではございませんが、入ってきています。ただ、それは5年目までで、6年目は町が実施してもそれは入ってきませんので全て町負担となります。

○及川幸子委員 そうすると、皆さんもおわかりになったと思いますけれども、これらを判断基準にしていきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 ちょっと今までの流れが、私は新人ということもあってよくつかめていない部分があるんですが、陳情書が出されるまでに国であるとか県であるとか、それから周辺自治体であるとか、それと陳情者の方と協議なんかはされた経緯はあるんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当初から5年間の期間で減額、減免を行うと、その財政負担については国もしっかりとサポートしますという内容でございました。ちょっと時期は忘ましたが、町長から国、復興庁に対して6年目以降についてのお願いということで何度かさせていただい

ております。

しかしながら、復興庁の回答は、既に低廉化事業の中で多額の公費が町に交付されているので、それを財源に町が自主的にやる分については何ら国は申し上げることはないので各自治体のご判断でということでお話はいただいていると、それ以上のものはございません。

それから、陳情者からの質問でございますけれども、協議でございますけれども、一度、お会いしてございます。内容につきましては、ここに書いている部分のみの説明といいますか町の考え方、それから市民の皆様の考え方をお話したという程度でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（山内昇一君） そのほか。高橋委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。

最初に、資料で3ページ、これは県に出す意見書の例なんでしょうか。今、いろいろありましたけれども、いろいろ財政の事情は理解しないわけではありませんが、市町村独自での判断ということになって、それを継続している、あるいは撤回しているところはあるんですが、我が町ではどういう考えでいるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、資料をちょっと配らせていただきたいと思いますけれども。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 皆さん方に質問する前に、上記の質問なのか、家賃軽減の部分なのか、その辺分けて言わないと、うちはもう両方がちょっと来ているので……。その辺ひとつ。

○委員長（山内昇一君） 順序よく、前のほうからで家賃のことです。

○建設課長（三浦 孝君） この問題、当町としましては財政規模もそれほど大きくなないので、それに加えて同じ規模の自治体に比べると公営住宅の数が5倍ほどということで異常な状態が続いていると、これをいかにして財政に負担なく経営していくかがこれからの課題だと考えてございまして、その中で、一律にこれまでの制度を続けるというのはかなり無理があるだろうと。しかしながら、7番委員ご指摘のとおり、本当に困っている方が実際中にはおりますので、そこをピンポイントでそこは救済せざるを得ないだろうと。ただただ、なりわいが復旧して一定程度の収入が上がっている方たちもございますので、そこについては大変申しわけないんですが、通常の家賃をいただきたいと考えてございます。

○町民税務課長（阿部明広君） 窓口負担の一部免除につきましては再開できる状況がないとい

う判断はこれまでと変わらないところでございます。その理由といたしましては、これは当初、法律をつくって国から補助されて始まった制度でございまして、この中で指摘がある国の特別調整交付金なんですけれども、これは国保財政全体の健全性を維持するための、安定的に運営するために交付されるということで、その趣旨に従って対応すべきというところでございます。

それから、一般財源を投入した場合なんですけれども、これは社会保険との保険者や被保険者が二重の負担をしてしまうということになりますし、また国保の加入者におかれましても被災しない低所得者や窓口の医療費を負担しない被災者以外の方々が増嵩してしまう被災者の医療費分まで負担するということになりますので、それらの方々の理解が得られないのではないかと考えているところでございます。

それから、財政調整基金を使ってはどうでしょうかというところなんですけれども、今年度からの都道府県単位化が始まりまして、それに伴って3方式に移行するような予定でございます。3方式に移行しますと税額がふえてしまうというようなところでございますので、その際、財源に使用したいということで考えておりますので、被災者に限って使うというところはちょっと今のところ考えにくいのかなと捉えているところでございます。

免除措置のお話なんですけれども、平成29年度につきましては9市町で実施したわけなんですけれども、平成30年度で継続しているのは3市のみでございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 本当に困っている方の考え方でございますけれども、所得の計算上、収入があっても雑損控除、いろいろな制度がございまして、収入があっても収入がないような状況になってございます。それで、当初から心配していたのが国民年金でひとり暮らしの方が多分大変だろうと思っていまして、現在、国民年金は満額でも6万5,000円を切るというのが今年度の支給額でございますけれども、ただ南三陸町の町民の1人当たりの国民年金の支給額が5万1,000円なんです。満額もらっている方が逆に少ないという中で一番安い部屋でも1万1,000円の家賃でございますので、なかなかそこは生活は難しいだろうと。

それで、これにつきましては新たな制度をつくるのではなくて、現在、町の規則の中にも減免措置がございますので、そちらで対応したいと考えてございます。具体的には、生活保護費よりも低い方については、収入の1割以下の家賃にすることができますので、限られた人たちでございますけれども、そこはそれを適正に運用していきたいというのが町の考えでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 何か今、そっちの答弁みたいだったけれども。

それで、5年目までは国の支援があると、6年目以降はなしということで6年目以降、段階に上げていくということで、10年目には幾らぐらいになりますか。いろいろ段階はあると思いますが。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃のどうしても自然減ということもかなり高齢化率が45%でございますので、10年たつと大分入居者、入居世帯も減ってくるということを想定してございますが、平成40年度の家賃収入は1億4,000万円でございます。現在は、本年度30年度の予定が1億1,000万円程度でございますので、約3,000万円ほど増額になるという想定をしてございます。

○高橋兼次委員 それ聞いていなくて、結局、負担、入居後の家賃です、家賃。総額ではなくて、払うほうが何ぼずつふえていくかということ。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全てはちょっとご説明できないので、1つの例を申し上げたいと思います。

今、一番安い家賃が入谷の2Kの家賃になりますが、3,600円でございます。この本来の家賃は1万1,500円でございます。ですから、3倍近い額になるかと思っています。他の住宅についても同じようにほぼほぼ3倍近い家賃になるとご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 ということは、10年後で3倍になるということ。一番心配されるのが今、課長が言ったような10年後には大分あきも出るんじゃないかというような話であります、そのあきを埋めていく際に、またそういう単価であると、入居者が大変な上に入る人もなくなるんじゃないかなと、そういう心配をするんです。そういうことを10年後を見据えて今何らかの対策といいますか、そういう策は考えているかどうかです。その辺。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほども申したとおり、本当に困っている方、当然、10年後に入居される方はそもそも減免の対象外でございますので、そこは町の減免制度を使うしかないと思ってございますので、当然、低所得者向けの住宅ということなので所得のある方は入れませんし、いずれ先ほど200万円というお話が出ましたが、所得で200万円ぐらいある方が実は上限で

ございます。本来であれば、所得が200万円以下の方しか逆にいうと入れない住宅が公営住宅でございますので、いずれ、もし極端に収入がない方が10年後に入居されるということであれば、先ほど申したとおり所得を確認させていただいて、一定額以下であれば町の減免規定に基づき収入の1割程度の家賃で入居していくことになるかと思います。

○委員長（山内昇一君）　高橋委員。

○高橋兼次委員　それは低所得者に対する配慮だと思いますが、これからどんどんと超過者といいますか所得が超えていく人たち、これは大分ふえてくるんじゃないかなと思うんです。当町では、7人ぐらい該当があるようですねけれども。その辺、結局、出ていかなければいけないということになると、ますますあきが出てくるんです。ある自治体では上限を引き上げたというようなところもあるようですが、そういう考えはありますか。

○委員長（山内昇一君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　住宅の入居要件の中に、金額についていえば2通りでございます。一般的には15万8,000円と言われていますが、もう一つの基準が25万9,000円でございます。これは裁量階層といわれるものでございまして、町が特定の条件を満たした方につきましては25万9,000円を上限としてございます。61歳以上の方のみの世帯、それから18歳以下の子供さんがいる世帯、これが代表的な例でございますけれども、この方たちは25万9,000円まで何ら家賃の割り増しもなく入居できる状態でございます。

女川町でやったのは、15万8,000円の部分を25万9,000円にしたということでございますけれども、先ほど申したとおり、公営住宅の本来のシステムは、低所得者に優良な住宅を提供する、これが一番最初のモットーといいますか基本となるものでございますので、その入り口を避けるのは本来の趣旨とは反するのではないかと私は考えてございます。

○委員長（山内昇一君）　高橋委員。

○高橋兼次委員　確かにそうなんだけれども、その辺も含めて恐らく被災自治体の裁量になったんだろうと思うんです。ですから、財源のあるところは継続できる、財源のないところは継続できない、これではちょっと不公平が出てくるんじゃないのかなと、同じ被災者の中でも。その辺を鑑みて岩手県あたりは処置したわけです。宮城県だけがまだやっていない、宮城県だけというか福島もまだやっていないと思いますが。

ここに資料もありますけれども、これは宮城県に対してぜひやはり強く働きかけていく必要があるのかなと。大分、宮城県当局の担当者の話では難しいような話も復興庁からもらっているということも聞いておりますので、何らかの処置はもう少し講じてもらうべきなんだろうな

と思っております。

ですから、今後もその辺あたりは県に継続してやはりお願ひするべきかなと考えているんですが、いずれにしても大変なことは大変です。家賃は上がっていく、それから医療費も上がっていくというようになりますと、何かこの間の新聞で見ますと、家賃を払うために病院へ行くのも減らしているとか苦悩されている方の報道がなされていましたので、できる限り対応していくべきかなと思っております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと言い忘れたことがございましたので。割り増し家賃につきましては、公営住宅につきましては低所得者向け住宅であるということで、一定の所得を超えた方については他のそういう住宅に移行してもらう、そういう誘導をしなければならないということで、実は割り増しの家賃を付加してございます。

ただ、本町の住宅事情を考えた場合は、民間アパート等もございませんので、所得が超えたからといって退去を促すということは実質的にはできないものと考えてございますので、あれば、手段である部分を目的がないのに課するのはいかがなものかと考えてございまして、この部分については一定期間の減免措置をとりたいと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 ただいま一定期間のというお話をされましたけれども、その一定期間というのはどの程度の期間なのか、その辺と、それから規則で町長の裁量でという部分で入居ということになろうかと思うんですけれども、入谷の2Kで1万1,500円から3,600円ということは、どのような割合になさったのか、その辺をお伺いいたします。3,600円になった根拠です。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと確認させていただきますけれども、一定期間やるというのは割り増し家賃の賦課を一定期間減免しますということでございます。基本的には5年間を考えてございます。ただ、軽減措置とは違いますので、そこは誤解なさらないようにお願いしたいと思います。

それから、家賃の決定方法でございますけれども、通常、家賃基準額というのは国の制度で決まってございます。これは町で変えることができません。その額に規模係数65平米を基本分母として、実際その部屋の広さが分子になります。それに経過年数、建設してから幾らか何年たったか。古くなればその分が安くなっていくという状況。それと、立地係数は南三陸町は0.7、これは国の制度で決まってございます。それから、唯一町が決定できるのが利便係数で

ございます。わかりやすいのが、当然、地区地区によって宅地の値段が違いますから、それは家賃に反映せざるを得ないだろうということで、一番高い地価を1.0にしてございます。それから、当該住宅の地価を分子にして割合を出して、それを掛けていくということで3,600円ということになります。

それで、今回、家賃が上がる場合は、国で出している基本額が変わっていくだけでございまして、この基本額については町がどうこう言える部分ではございませんので機械的に出ていくと。町ができる変えることが利便係数。ただ、これも根拠がないとできませんので、基本的に土地の値段で決めさせていただいてございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 先ほどからちょっと聞いていたんですけども、伺いたいのは、本当に困っている方たちというか、これからこれまでの継続でいくと払えなくなる人たちというか滞納がふえる可能性が出ると思うんですけども、そういったところを当局ではどのように見ているのか、1点。

あと、保険でも、先ほども言われたように医療費の負担がふえていくと医者にかかりなくなるというか我慢する人たちが出てくるんじゃないかという、そういう方たちの可能性というか予測はどのように見ているのか。先ほどの答弁を聞いていても、そういった方、本当に困った方たちにはピンポイントでいろいろ対策を考えているということなんですが、その点もあわせて伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確かに滞納というのはすごく重要なことだと思ってございます。これまでも、震災前もそうですけれども、大体4%から5%の滞納が発生しているという状態でございまして、昨年度、1年間通して見て、ほぼ約4%の滞納が発生してございます。これは一般的な部分も含めてございますけれども、ただ家賃につきましては、1つ災害公営住宅と既存の住宅がございます。3,600円と申しますと、実は木造のかなり50年以上経過した歌津地区の木造住宅もほぼ3,600円でございます。片やマンションみたいな住宅に入って3,600円、片やかなり老朽化した3,600円と、同じ入居者の中でもかなり差がついてきてございます。ここは何とかしなきゃいけない部分じゃないかなと考えてございまして、今のところ、特に不平不満は出てございませんが、いずれ長期間にわたるということになれば既存の皆様の家賃をどうするか、そこまで踏み込まなければならないんじゃないかなと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「医療費の件」の声あり） じゃあ、医療費の分で町

民税課長。

○町民税課長（阿部明広君）　日常の生活に不安を抱えている人については、保健師とか生活支援員さんが訪問活動、相談活動を継続しているところでございますし、低所得者に対する保険税の軽減措置もございます。それから、国保の制度で限度額認定証ということで一定の負担で受診が可能な制度もございます。生活に困窮されている方あるいは障害者の方につきましては、生活保護や福祉制度等で一定の配慮がなされているのではないかと考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君）　今野委員。

○今野雄紀委員　住宅に関しては、いろいろ普通の木造の住宅その他あると思うんですけれども、実際、滞納がふえて払えなくなつた場合はどうなるのか。今回のあれで、退去になるのか、もしくは、私、個人的な思いなんですけれども、例えば、昨今はやっているシェアハウスみたいなひとり暮らしじゃなくてどなたかとマッチングしてあげると、もしかすると家賃が半額になるんじゃないかという、そういう思いもあるのでいろいろな対策があると思うんですが、今後、払えなくなつた人たちが木造のほうに移つてもらうような方法になるのか、その点、もう一度伺いたいと思います。

医療費に関しては、いろいろな救済措置があるみたいですけれども、本当に困っている人、すれすれの方たちをどのように対応していくのか、もう一度伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　シェアハウスということでございますけれども、寄り合い世帯というような見方をされてございまして、他の過疎のまちでもそういう検討はされておりますけれども、なかなかそこに実施をしたという自治体はまだございません。1つは、家賃を滞納したときに、じゃあどちらが負債を負うかということと、敷金の問題、どちらが負担をするのか。それから、退去するときに、お2人同時に退去すればよろしいんですが、ばらばらに退去したときに、最後の原状回復といいますか、それを誰が負担するのか責任の所在が不明確になるとということで、なかなか実施する市町村は今のところないような状況でございます。

それと、滞納でございますけれども、確かに災害公営住宅の中にも滞納者はいらっしゃいます。ただ、実は既存の住宅にもかなりたくさんの方がいらっしゃいまして、家賃の多寡ではないんだなあと、多分、収入に応じた家賃になつてますので、やはりそこは習慣づけが大事なんだろうと考えてございます。ここは粘り強くといいますか、ありきたいな言葉でございますけれども、粘り強く交渉を重ねる以外に方法はないかと思ってございます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっとお話ししたんですけども、福祉制度につないでいくような形で誘導したいと考えています。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 医療費の問題で、先ほど町民税務課長がおっしゃいましたけれども、いろいろな制度があると言いますけれども、支援員さん、協力員さんが回って行っていると言われましたけれども、やはり医療費を払われない、行かれない年金生活の人は、そういうことを相談でできる、そういうものではないと思うんです、お医者さんに行かなきゃならない、お金がないということは。

ですから、ここは本当にはない人のことを考えて、医療費、近場の病院さ通っている人だといいんですけども、病気が重くて月1回、石巻だとか仙台だとかそういうところに通わなきゃならないという人たちは、医療費のほかに交通費もかかるんです。だから、何とか非課税の世帯で医療費を減免に持つていけないものかなと思うんですけども、年金暮らしで非課税世帯、そういう人たちは、もう一度聞きますけれども、年金暮らしだけで非課税世帯で、今、医療費を納めなきゃならない、去年まで行った中で何人いらっしゃるのか、そういう打ち切られた人たちが。去年まで該当になっていて、ことし打ち切られたという人が何人ありますか。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 27年度の数字なんですけれども、500人ほどでございます。

○及川幸子委員 隨分ですね、500人。そうすると、27年度のデータでいいんですけど、この200人の方が医療費どのぐらいお使いに、免除になった額です。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと今、すぐにデータ持ち合わせてございません。

○及川幸子委員 かなりの人数の、私こんなにないと思ったんですけども、かなりの人が該当になっていたということだと思うんです。どのぐらいの医療費の免除になっていたのか。また、例えば、これをここで再開するとすればどのぐらいの金額が必要なのかという目安にもなると思いますので。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 前回の添付した……。

○及川幸子委員 去年、おととしではなかったですか。28年度で打ち切ったんじゃないでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 暫時休憩します。再開は20分とします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（山内昇一君） 多少早いですが、再開させていただきます。

陳情の2の1の質疑を続行します。医療費等についてです。医療費の削減。被災者医療費一部負担免除の継続復活を求める件について質疑があればお願ひします。千葉委員。

○千葉伸孝委員 千葉です。

医療費減免に関しては、高齢者に関してはいろいろな医療費の減免処置がとられると思うので、町で減免の分の負担が出せるかというと、これまでの議論の中ではなかなか出せないと、そういった状況の中で努力はぜひしていただきたいと。何かいろいろな方策があると思うので、医療費は努力をお願いしたいと思います。

やっぱり災害公営住宅の入居の家賃関係が、私も先ほどから多くの議論の中で聞いています。今、南三陸町がぶつかっている問題に高齢化と人口減少がありました。とにかく所得の高い人たちがこれから超過になってとりあえず町を離れるという状況が生まれた場合には、町も財産とか財源の一種だと思うので、その辺の対策として提案というか、今も進めているんでしょうねけれども、今、南三陸町にあるアパートの空き室とかその辺の数を町で把握しているのなら教えていただきたい。

なぜかというと、例えば、15万円毎月家賃を払うというのは、幾ら所得が多くたってやっぱり無理な話だと思うんです。そうしたら、やっぱり町でアパート建設、そして中央区のアパート建設問題でも1,000万円の町からのアパート建設においては補助金、そして県からの補助金という形の話を町民と町との議論の中で聞きましたが、とりあえずはアパートです。南三陸町に幾ら余っていて、今後、そういった計画がどれぐらいあるのか。その辺、まずお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 民間のアパートの数、それから空き室でございますけれども、町としてはその数字は把握してございませんので、ご回答することはできかねますのでよろしくお願いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 相談に来られた方々には丁寧に対応させていただきまして、さまざまな制度につないでいきたいと努力したいと思います。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 千葉です。

とりあえず、今、町民税務課長がまあまあ努力しているというような話なんですかけれども、とりあえず町民税務課長には、今、町民から町民税務課窓口に今年度の税収確保についての税収関係の内容が変わったのか、随分苦情が行っているような気がします。その辺の状況を教えてください。

あと、今、建設課長がアパート建設の状況がわからないと。とりあえず、私の知る限りには住宅を新築してアパートから出ているという人たちがたくさんあります。沼田地区にもアパートがあるんですが、そこも今まで満室だった部分が出たりしています。やっぱり町民を南三陸町にとどめるためには、そういうアパートの確保、そして入る人が少なかった場合には、やっぱりアパートを、住宅の確保のためにもそういうことは私は必要だと思います。できれば、この辺は町としても把握して、今後はアパート建設の推進。ただ、住民の動向というのは多分町でも逆に把握していないんだろうかなと思います。今の建設課長の話では、多分、動向というのを把握していないような気がします。果たして、そんなものでいいのかなと私は思います。

とりあえず、派遣職員も登米市周辺から通っているという状況の中で、あと復興事業に当たっている方も結局町外から来ているという状況があります。それで、南三陸町にアパートが少ないように感じているんですけども、町ではそれを把握していないと。だから、今みたいなこれから町を離れようとする所得が多くて、例えば、10万円とか9万円払うんならば5万8,000円ぐらいのアパートに入ったほうが安いというのが住民として当然の行動だと思いますが、今現在、じゃあ町の中でアパート経営の平均的な入居料金、2DKでもなんでもいいんですけども、その辺の入所料金がわかっているのなら教えてください。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 今年度にありました軽自動車税とそれから固定資産税とかは賦課したわけですけれども、細かなところで窓口にいらっしゃっている方は多少いらっしゃいます。軽自動車税であれば登録を抹消するのを忘れていたりという部分でそういう届け出にいらっしゃる方がいらっしゃいます。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 不動産屋に行って聞くしかないかと思うんですが、建設課に入谷地区のアパートに入っている職員がおります。1DKで月6万円を超える家賃を支払っていると

聞いてございます。町内はほぼほぼ似たような家賃が形成されていると想定はしてございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今、税務課長の説明ですと、とりあえず軽自動車税とかそういう面の申請とか税のかけ忘れかなんかで来ているというような話なんですが、震災からことしで8年目で、7年目たってからやっぱり県に税収を委託するものとか、そういう部分のなかなか広報かなんかで通知をしているんでしょうけれども、その辺がまだ町民全員が広報を網羅しているわけじゃないので、その辺は親切丁寧に税務課では教えていただきたい。たまたま私が行ったときに、ある70ぐらいの年配の方がこの税金何だっけと、俺には意味わからないんだと来ていたりしていたので、その辺は今課長が申されたように丁寧にやっぱり町民には教えていただきたい、税金の確保、その辺をしっかりとしていきたい。

住宅に入っている人も病院も町の税金も皆町民が払っているものです。できるだけ、やっぱりそれを低く抑えるというのは、町の財源も大変な中でもちろんその辺を少しでも緩和するような処置をとっているのかというと、所得の少ない人はそんなふうに多分感じていない。だから、さっきも言ったように生活の厳しい人たちには建設課長も言ったけれども、とりあえず本気で相談に乗って、いい対策を講じて、それは当然のことだと思います。

あと、アパート建設というものに関しては、私のところにも二、三人ぐらいの人がアパートを建てたいんだけどどうなのかというような話に来ます。そういうときに、見切り発車は危ないと、今後、町で暮らす災害公営住宅のこととか、あと町に働きに来ている人たちの流れ、その辺の動向を町が把握しないでいいのか、そういうことを私は疑問に思います。その辺も今後、町には本気で考えていただきたい。

そこで、アパート建設をした人が、もし万が一、もう自己破産まで支払い追われたときは、私はますます南三陸町の一町民かもしれないけれども、厳しい状況が待っていて、その人たちが南三陸町を捨てていくような状況は、やっぱり町の不親切な情報の管理、その辺が私は問題だと思う。その辺、調べていないとか建設課長は言っていますので、今度はいろいろな町に対する質問はできれば建設課長に直接こういった問題に関して質問を受け付けていって、できればお聞きしたいと思いますので、今後、よろしくお願いします。終わります。

○委員長（山内昇一君） 答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤伸太郎委員 家賃のことで2点と医療費のことで1点お伺いします。

最も早く6年目を迎える公営住宅はどこでしょうか。

それから、収入超過者への問題も陳情の中では挙げられています。家賃の算定基準になる数値、さまざまな要因がありますが、収入がふえたということだけではなくて、例えば、扶養していた子供が成長して、その分控除されていた分がなくなったので収入が多くなったとみなされて家賃が上がるということも想定されます。さまざまなケースがあるので一概にはいえないと思いますが、子供が大きくなるのはしようがないことなので、何というかそういうところにもやはり行政としては、町としてはある程度の社会保障が必要なのではないか。そういった実情があるということが制度と100%マッチはしていないんじゃないかと思う意見がありますが、町としてはそこは十分に被災者の実態に即している制度になつているとお考えかどうか、町長になるのか誰になるのかわかりませんが、伺いたいと思います。

医療費に関しましては、一部負担金免除というのが、要はわかりやすいのでそこが取り沙汰されてしまっているように感じています。それ以外に免除というわかりやすい方法ばかりではなくてさまざまな社会保障の形があって、被災者の医療費だけを減免するということは逆の不公平感があるというお話があつたかと思います。

ですので、被災者の医療費を免除するために、減免するために町の一般財源を投入することがあり得るとするならば、それによって町の保険税全体が上がってしまうということは、可能性としてあるかないか伺います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 6年を迎える時期と団地名でございますけれども、国の制度からいいますと、来年平成31年3月31日をもつて3つの団地が6年目を迎えます。入谷、名足、舟沢でございます。ただ、運用としてこれまで5年間、家賃の考え方を据え置くとお話をございました。

入谷の復興住宅につきましては、平成26年の8月1日でございます。そうすると、一般の方は60カ月そういう適用を受けるものとある意味理解はしていると考えられますので、実際、この方たちは56カ月でございます。同じように入居可能日という言い方でございますので最大で56カ月でございまして、もしかすると入居がおくれた方は50カ月という方もいらっしゃいます。

それから、昨年の3月27日に中央団地の入居可能日を設定した分がございます。この方たちは、最大でも49カ月でございます。もしかすると、まさに4月以降に入居すれば4年目で切りかわるという方たちもいらっしゃいますので、町とすれば最低60カ月は保障する必要があるだ

ろうと考えてございまして、運用上、適用をそれぞれ1年間延期する予定でございます。一番早いところで平成32年3月31日を6年目と設定するという考え方でございます。

それから、所得を考えるときの控除について、まさに委員おっしゃるように裁量階層につきましても18歳以下の子供さんがいらっしゃる家庭ということになっています。たまたま子供さんが19歳になって親御さんが60を過ぎれば特に問題はないんですが、それはまれなケースであって、通常、子供さんが大学等に入る、学費がかかる、しかし家賃も上がるということも当然考えられます。多分、この辺につきましては先ほど申したとおり、やはり減免措置を講じざるを得ないだろうと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 保険料につきましては国・県の負担以外は保険料で納めることになっていますので、そこに一般財源を投入しますと余裕があるなということとみなされまして国・県の交付金が減らされる可能性はあります。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 まず1点目、家賃のほうです。60ヶ月というのを5年と、入居者の方は自分が入ったのは何月何日だからそこから5年だろうというのは当然だろうと。そこに国の制度と差が出てきてしまうと、最大で数ヶ月もしくは1年近くになるでしょうか。その間の低減の財源というのはどこから出てくるんでしょう。

それと、2点目については、制度そのもののお話ですから、町で独自で負担してそこに援助をするということもまたこれ難しいと思いますし、そういった現状があるということをやっぱり国や県にしっかりと訴えていくということは、議会も当然そうですし当局側としてもぜひ努力を続けていかなければいけないところなのかなと認識いたしました。

3点目といいますか医療費のほうですけれども、増額することはある得ると。あり得るというか、そうならないように最大限の努力はするけれども、時と場合によるということなのかなと認識いたしました。

1点目についてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 財源でございますけれども、一番最初に申したとおり、復興庁との話し合いの中では、低廉化事業で交付金を交付していると。その財源を活用して各自治体のご判断でということもありますので、まさにそこは各自治体のご判断と、町の判断でそこは運用上、1年延長になるということでご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに。星委員。

○星 喜美男委員 1つ確認したいと思いますが、入居要件についてですが、災害公営住宅、一般的の公営住宅に準ずるような形での入居要件になったとしましたときに、裁量階層ですか、いわゆる25万9,000円の所得を超えて、家庭環境が変わってきて超えるようになってくれば、いわゆる退去の対象にもなり得るということでしょうか。その辺の確認をしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 裁量階層から外れて25万円ほどの所得があれば退去の義務が発生すると、言葉遣いなんですけれども、義務が発生いたしますと、31万3,000円を超えたときは退去勧告ができるという規則になってございますので、先ほど申ししたとおり住宅環境がまだまだ未熟な中で、所得が超えたので出ていってくださいと、退去してくださいと、退去しないのであれば家賃を大幅に値上げしますというのは、なかなか現状の中ではできかねることだと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 まさに言われるとおりで、住宅環境もあると思うんですが、多少所得が上がったから、所得が多くなったからといってすぐに住宅を出て家を建てられるというものではないと思うんです。そのための災害をした方のための復興住宅ですので、退去というのは一定のやはり期間といいますか、それはちょっと検討していかなくてはならないのかなという感じはしております。やっぱり被災して家を建てられなくて公営住宅に入っているんですから、その辺には十分な配慮が必要だと思うんですが、最後にそれを伺って終わります。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 31万3,000円を超えると退去勧告ができるという規定でございますけれども、この場合の31万3,000円、通常の家賃計算上の所得計算ではない方法で計算されます。ちょっと試しにやってみたんですが、夫婦に子供2人、旦那さんは正職員で600万円ほどの収入があると。それから、お子さん2人は200万円前後で奥さんがパートをしていて約1,100万円ほどの収入があるというモデルケースを考えると、いろいろ計算をしていくと、そこまで31万3,000円に該当しないんです。ですから、いろいろな制度がありまして、その辺読み込んでいって単純に家賃計算のための額をもってすぐさま退去勧告を出すかということはそうではなくて、そこには少し間がございますので、しっかり制度の中で一番最善の策をとっていきたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 被災した方への対応ですから、その辺、十分配慮していただきたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 倉橋です。

ちょっとと1回整理したいなと思っているんですけども、陳情書、執行側ではどのように内容を思われているのか。これはもう到底受け入れられない内容だと思われているのか、いやいや、部分的にここは受けられますよとか、そういうふうな感触でこれを見られているのか。例えば、陳情書の1ページ目の1の陳情の要旨（5）番に、宮城県に対して自治体負担の半額を支援されるよう強く働きかけてくださいということが書かれてまして、いや、宮城県が半分負担するのであれば我々も受け入れができるかもしれないというような感触があるのか、そのあたり、もう全くこれはちょっと無理だとお考えなのか、あるいは検討の余地があるのか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） （5）番目の話なんんですけども、岩手県で復興基金を使っているんですけども、宮城県ではこの基金がございませんので、最終局番に向かいましてこれから基金の増設というのはなかなか無理な話なのかなと考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には、町が減免した部分について県からの補填というのは多分無理なんだろうと、県も国から制度的にいただかないと多分首を縊に振らないんだろうと考えています。

それで、今回の陳情の趣旨でございますけれども、当面5年間ということだと、他のまちの例を見ると5年間延長しているという実態が見えますけれども、じゃあ5年を過ぎたら今の状況が変わるとかいうと、いつも言われているんですが、今、高齢者の方は貯金を取り崩して生活をしているかもしれません、いずれ5年後に貯金が底を尽いたというときに、じゃあわかりましたと、暫時家賃の値上げについて特に異論ございませんということには多分ならないんだろうと。また5年後に同じ議論を繰り返すようだということで考えています。

それで、一番最初に申し上げましたとおり、一番困っている人は必ず助けてあげると。ただただ、それ以外というと語弊がございますけれども、一定程度収入がある方については、大変申しわけないんですが、なるべく本来家賃に近づくような形でご負担をいただきたいと考えてございます。

それと、これは配ろうかと思ったんですが、平成56年、ちょうど、要は民間でいうと借金をしてローンを返す日は30年でございます。その中で、財政的なシミュレーションをさせていただいているところでございます。それとあわせて、平成28年に公共施設の管理計画を立てさせていただいて、向こう40年間の建物の維持管理費用を算出してございます。大変残念な結果でございますが、このシミュレーション上は、災害公営住宅に関していえば約30億円ほど足りないと、30年経過後には財源は不足するという結果になってございますので、なかなか広く皆様に同じような制度を継続するというのは、短期的に見れば可能でございますけれども、一定の30年、40年スパンで考えたときに、それはいささか無理があるんじゃないかなと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 最後に、改めて確認させていただきたいと思うんですが、この陳情の要旨は5点あるんですが、町に対しての今後と、それから県に対して働きかけろというようなことがあるんですが、これは採択、不採択の1つの基準になるわけなんですが、町がどうしてもやれないというものを採択というのはいかがなものかなと思ったり考えたりしているんですが、1番、そして2番の途中まで、それから3番は町に対して要求しているわけですが、これについては総じて財政上できないということでよろしいんですか。（「そのとおりです」の声あり） そのとおりですね。わかりました。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで質疑を終わらせていただきます。

ここで当局の皆様には退席していただきたいと思います。

当局の皆さん、どうもいろいろありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは、陳情2の1に対して委員からご意見があればお伺いしますが。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 この後、採決という形になるんだろうと思いますけれども、方法としては採択、不採択、一部採択という可能性があるのかなと思っていまして、何かご意見はありませんかということですので、家賃の軽減について、国も含めて特に県に対して議会として意見書なり働きかけるということはしたほうがいいと、すべきだと考えておりますが、被災者医療費の一部負担金免除に関しては、逆に行うことによるデメリットが大きいと考えていますので、一部採択という選択が望ましいのではないかという意見を申し上げます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 私も一部採択なんですけれども、やはり（5）にあるように岩手県にできて宮城県にできないというのも何か不平等かなというところがあるので、免除措置も行えるよう県に働きかけていくことも大事であろうかなと思います。

○委員長（山内昇一君） いいですか。それでは、今、いろいろとご意見が出ましたので、陳情2の1に対する討論、採決をしていただきたいと思います。今、討論のようなお話がありましたが、改めましてご異議がないということで、これより討論、採決を行いたいと思います。討論について。星委員。

○星 喜美男委員 この陳情はちょっと微妙で、2の1は全部ですよね、こいつ。

○委員長（山内昇一君） そうです、一括。

○星 喜美男委員 このあれを見て、県に対する意見書の提出の陳情になっているようです。あと、県の後期高齢者医療広域連合で、そいつに対しての採決だけでいいんじゃないでしょうか。（「どのように修正するかの」の声あり）いや、こいつはやるようになってからです。やるか、やらないかで。（「やるか、やらないかなんだ」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 陳情書には、皆さんのお手元にあるように一括になっています。

○後藤清喜委員 先ほど後藤委員が、たしかもう一つの陳情、急なんだけれども、2つあるだろう、医療費と住宅と。それを分けて一部採択の方法もあるんじゃないかという意見もあったから、そういう方向でいったらいいんじゃないですか。

○委員長（山内昇一君） わかりました。

それでは、改めまして一部採決ということも後藤委員からもお話ありましたんですが、2つが一緒になっているということでなかなか判断がつきにくいというところもありますが。

○後藤清喜委員（聴取不能）被災者と一部負担金にかかわる財政措置を求める意見書があっただろう、住宅に関しての。それを1つずつやってみればいい。その次に医療費のやったらしいんだ。（「分けていいですよ」「採択分けられないだろう、一括なんだもの」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 一括テーマになっていますけれども、委員の皆さんのです……。（「休憩してくれ」の声あり）

じゃあ休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○委員長（山内昇一君） では、再開します。

先ほども何度もお話ししますが、一部採択ということがあり得るということで、改めまして一部採択としてよろしいですか。ご意見あれば伺います。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 じゃあ、申し上げた手前、陳情の要旨の1ページの一番上を見ますと、(1)から(5)まであるわけです。私が拝見したところ、1と2は一緒のこと、家賃に関すること、3と4と5は医療費負担に関することだと思います。ですので、1と2を一部採択として、3と4と5に関しては採択すべきでないという一部採択を提案します。

重ねていうと、それによって後に提出するであろう意見書ということになりますけども、3ページの意見書というのは、1から5まで全部認めた場合の、採択すべきものと決した場合の意見書案で、5ページの意見書に関しては、3と4と5のみを採択すべきものと決した場合の意見書案ということだと思いますので、意見書案としては、私は3ページの案の後半部分を除いたものを県に意見書として提出するというのはいかがでしょうかと、そういう一部採択とすべきと提案します。

○委員長（山内昇一君） ただいま、後藤委員からもお話がありました、そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、ただいまお話にありました一部採択、1、2ページを採択して、それから3、4、5を不採択とするという案でよろしいですか。高橋委員。

○高橋兼次委員 今の委員長の説明は、1番、2番を一部採択するということですか。

○委員長（山内昇一君） そうです。

○高橋兼次委員 3、4、5はしないと。住宅の家賃に関してだけ採択するということでよろしいんですね。

○委員長（山内昇一君） はい。及川委員。

○及川幸子委員 それでは、私は5番目も岩手県同様に自治体負担の半額を支援されるよう強く働きかけてくださいということも入れてもらって、これは半額でも国から基金が入ってくれれば医療費についても対応がまた違ってくるのかなと思いますので、5番もぜひ入れていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） さらに、今、及川委員の5番も採択に入れるべきではないかという話なんですが、この点についてはどうですか。

○星 喜美男委員 こいつは3番をやった場合、5番の半額を県から半額ということで、3番を除いたら5番は意味をなさないんじゃないかなと思います。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 要は、2つを分けて考えないと、5つに分けて考えたのでは今みたいな発言が出てくるから。医療費の問題と、それから住宅家賃のこれをどうするかということを考える。

○委員長（山内昇一君） それでは、どうしますか。これは分けて、陳情は一括したテーマになっていますが、内容的には2つに分かれていますので分離して採決しますか。ただ、ちょっと少々お待ちください。

それでは、テーマが1つになって、内容は2つですが、2つの内容を分離されているようですが、これは一括でやっぱり皆さんに質疑していただきましたので、一部採択ということを含める中で採決したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、採択をしたいと思います。採択の方法はどのような方法で行いますか、採決。起立しますか、それとも挙手でよろしいですか。（「はい」の声あり）では、挙手で行いたいと思います。

それでは、一部採決について賛成の方、挙手を求めます。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 申しわけありません。採決がというお話でしたけれども、手順としては質疑の後に多分討論があると思いますし、その後に採決ですよね。一部採択といいましても範囲があるわけです。先ほどの話で1と2だけ一部採択、3、4、5は採択すべきではないという意見と、1と2と5を一部採択すべきという意見もありましたよね。今の委員長のお話ですと、どちらを指しての一部採決なのかわからないので、我々としては手を挙げようがないと考えますので、もう少し丁寧に、全部採択なのか、全部否決なのか、1と2だけの一部採決なのか、順番に説明をしていただいて採決に移ったほうが後々問題を残さないんじゃないかと思います。

○委員長（山内昇一君） じゃあ、一応、この話だけお話しさせていただきます。採決は後にします、一応、皆様に先ほどお話しました1と2を採決可能として、それから3、4、5を不採択とする案でございます。一部、さらに5というお話もありましたが、これは意見少数ということでおよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、お昼になりましたので昼食のための休憩に入ります。時間は午後の予定がありますので早目に開会しますのでよろしく。50分に再開しますので、この場所にまた。12時50分。

午後0時04分 休憩

午後0時52分 再開

○委員長（山内昇一君） 済みません、それでは昼食前に引き続き再開させていただきます。

ただいま、陳情2の1について、趣旨は皆さんご承知だと思いますが、1から5まであります。その中で皆さんのご意見もありましたが、この内容趣旨で採決を行いたいと思いますが、陳情について、皆さん、これを……。いいですか。（「委員長、打ち合わせして。打ち合わせしないことには」の声あり）わかりました。（「採択」の声あり）

それでは、またもとに戻りまして、この陳情を採択するかどうか、皆さんにお諮りしたいと思います。一部採択という意見もございますが、一部といいますか5番まであるうち、可としないという不可というご意見もありましたが、これを含めて採択をするかどうか。1から5まであります。その中で1、2を採択で可とすると。それから、3、4、5とは不可とするという先ほどのご意見があった中で、5番目は岩手県同様にしたいという意見もございましたが、それを含めて、1と2の採択、それから3、4不採択ということで3、4、5の不採択に対して、皆さんの採決を行いたいと思います。（「ここで、そうしたら討論さ入ったの」の声あり）

討論のある方は举手をお願いします。（「まずはお諮りしますで、1、2を採択でいいですかと、それでいいんじゃないですか」の声あり）そうですか。

それでは、済みません、何度もやり直して。この陳情に対して、皆さんの採決に同意するといいますか、採決しますか。まずもって、その辺から入りたいと思います。済みません。（「そして図らせ。語って」「採択すべきものとするかどうか」の声あり）よろしいですか、済みません。（「1と2を採択するか、しないか諮っているんだから」の声あり）それを今、採択とするべきとしてよろしいですか。採択しますか。すべきですが。（「最初、必ず1、2で一部採択でよろしゅうございますかという話だから、入るんですかと」の声あり）

一部採択ということでおよろしいですか。1、2、もちろん。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、討論がないということで採択に入ったんですが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、以上、採択を終わりましたので、1、2の採択をということで、3、4、5については一部不採択ということで決しました。

以上で終わります。

以上、付託されました。陳情2の1 災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める陳情書については、一部採択と決しました。

本特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し議長に対し報告することいたします。

それでは、以上で2の1を終わります。

暫時休憩します。

午後1時00分 休憩

午後1時09分 再開

○委員長（山内昇一君） では、皆さんおそろいでございますので、午前中で大変お疲れのところでございますが、会議を再開させていただきます。

調査事項の2件目、東日本大震災対策特別委員会に付託されました請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書の審査を行います。

本日は、請願2の1を審査するため、請願者であります株式会社阿部長商店南三陸ホテル観洋代表取締役副社長阿部隆二郎参考人にご出席をいただいております。

参考人の方に一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず委員会にご出席をいただきましたことに対し、東日本大震災対策特別委員会を代表して厚く御礼を申し上げたいと思います。

本請願に対する委員からの質疑をいただきますので、参考人につきましては答えられる範囲で質疑にお答えをいただくようお願いしております。

なお、着座での質疑応答でお願いしたいと思います。

それでは、質疑に入らせていただきます。参考人に対して伺いたいことがあれば伺っていただきます。

なお、参考人に念のため申し上げたいと思いますが、参考人が委員に対して質疑できないことになっておりますのでご了承願いたいと思います。また、質疑と関係のない内容の発言等も慎んでいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、質疑に入ります。高橋委員。

○高橋兼次委員 参考人の阿部さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、最初に、前回、執行部よりの説明の中で差異を感じましたので、その点、確認したいと思います。

1つは、アスベストの確認でございます。執行部からの説明ではアスベストは存在していると、紹介議員からの説明ではないというようなことでありましたので、参考人からお聞きしたいと思います。

それから、25年の5月に町長室に出向いて、その際に自前での維持をするというような回答

書を提出したか、しないかです。

それから、町が調査する際に口頭での許可を得たと認識しているということでございますが、その辺、3点いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 参考人。

○阿部隆二郎参考人 まずは、このような意見を述べさせていただく機会をいただきまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

それでは、まず1点目のアスベストの行政側はあったと、紹介議員はなかったということでございますが、まず行政側があったということは、無断で高野会館に立ち入って、無断でのみまで使って床を傷つけながら採取して調査をした結果、ありました。もちろん、その当時はアスベストを使っていい時代ですから、20カ所検査をして4カ所出たということでございます。これは無断立ち入りの、3番目の質問にも関連ございますが、まず打診すらありませんから。入っていいですか、調査していいですか、全くございませんでした。

また、関連させてもらいますけれども、5月15日の特別委員会で、環境対策課長の答弁で高野会館に侵入し建材を採取する際、所有者が口頭で同意したと認識していると説明されました。全く事実無根でございます。高野会館への立ち入りやアスベスト測定の許可は、相手方から打診すらないので文書でも口頭でも答えようがありません。また、課長の答弁は、当時の担当者が全員いないと、言い逃れでございます。であれば、当時の担当者全員から聞き取りし、その結果を報告すべきだと思います。それを求めます。

また、関連しますが、三浦課長の答弁です。あいた口が塞がりませんでした。高野会館立ち入りのアスベスト調査の件では、所有者がだめだと言わない限り了解したと思うと発言されました。これは部外者がある建物に入って器物を破損し物を持ち出しても、建物所有者がだめだと言わない限り、建物への侵入と建物内の持ち出しを了解したと思うと言っていることと同じだと思います。本来、町の町民の財産や生活を守るべき職員の、しかも管理職がこのような発言をされる。常識を逸脱した発言だと思いまして、憤りを通り越して悲しかったです。

それから、2番目の質問が、平成25年の5月に町長室に出向いたと、回答書を提出したかという質問でございますが、平成25年の5月に呼ばれたことはありません。町長から呼ばれて出向いたことはありません。回答書というのはこのことだと思うんですけれども、これ皆さんに行っているんでしょうか。平成25年の8月12日のこれは皆さんに行っていますね。これは8月12日に三浦課長がホテル観洋にいらっしゃって、強調させてもらいますが、これは私どもがつくったんじゃなくて役場がつくったんです。役場がつくった文言にアスベストの話は一切なく

て、高野会館を残しますか、残しませんか、その意思確認の書類ですということで、ああ、そうですか、それだったら押印しますと、前々から高野会館は壊しませんということで明言していましたし、それから、実はこの平成25年の8月12日ということが、これは大事な時期なんですが、2011年の12月に高野会館が建てられている場所が全面改修による南三陸町震災復興祈念公園エリア内に入って、被災市街地復興推進地域として都市計画決定し、この地域は2年間建築禁止になったんです。実際は2年半網かけられましたけれども。これが解除されたのが2014年の6月30日です。解除される間、網かけられていた祈念公園内に高野会館は入っていたんです。入っていたんですから、当然、壊さないで後世に残したいので解体しないという意思表示をしたまでです。

○委員長（山内昇一君）　高橋委員。

○高橋兼次委員　今、参考人から回答いただきましたけれども、若干何か意見が入っていたような感じもするんですが、再度確認しますと許可は出していないと。アスベストの確認で食い違った部分の回答がないんですが、その辺は。

○委員長（山内昇一君）　参考人。

○阿部隆二郎参考人　アスベストの大気の調査はしました。きょうはその資料も持ってきたんですけども、いろいろ説明するのも資料がないと大変なので資料をお配りしたいんですけども、よろしいでしょうか。経過説明も兼ねまして。

○委員長（山内昇一君）　許可します。調査のために必要であれば。

○高橋兼次委員　調査のためにそれは必要なのかどうかわかりませんが、食い違いはどうして起きたのかということを聞きたいんです。紹介議員の説明と、それから執行部の説明の食い違いはどうして起きたのかと、そこをお伺いしたいんです。

○委員長（山内昇一君）　参考人。

○阿部隆二郎参考人　アスベストがあるか、ないかですよね。あるという町側の判断は、高野会館の建物に入ってこういう床とか建材を採取して、それを調べて、20カ所調べた中で4カ所出たと。あったんです、あるんです。私どもがアスベストを調査したのは大気です。飛散しているか、していないか。中に入っている人に健康被害が出るか、出ないか、私どもも町側のあつたとかという話があったので急遽調べまして、大気中のアスベストは調査して飛散はなかつた、検出されなかつたということでございます。その食い違いです。

○委員長（山内昇一君）　高橋委員。

○高橋兼次委員　そうすると、ある、ないの差は調査の内容が違うということなんですね。

アスベストについてもう1点お聞きしたいのは、アスベストが実際使われているが、しかし現在は飛散していないということありますが、一口に言いますとあることはあるんだけれども、それがいつ飛散するかわからないんだと。そういうものは、今後、影響あるかないか、その辺をお聞きしたいです。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 その辺は専門家じゃございませんので断言はできかねますが、とりあえず町が調査させた手法は天井側の断熱材とかいろいろな壁とかクロスとかとての調査ですから、それから大気中の調査ですから、大気中のいつ大気に飛散するか、ちょっと私もわかりかねますが、現段階ではないということしか私は申し上げられないです。

○委員長（山内昇一君）高橋委員。

○高橋兼次委員 認識の違いといいますか、この点については再度確認する必要が出てきたのかなとは思います。それから、自前での維持回答書を出したということについては、全くそれは出していないということでおろしいですか。自前で維持していくという回答書を町に出したんだと、そういう説明があったんですが、それは全く出していないということでおろしいですか。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 解体するかしないか、それだけです、意思表示した書類は。

○高橋兼次委員 そうすると、そこも違ってきちやうんじやないですか。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 私どもは、維持費をどうのこうのというんじやなくて、高野会館を震災遺構として残す上で、高野会館の周辺、道路環境整備も含めてお願いしたいということで、もともと震災復興祈念エリアに入っていましたから、再度組み入れてくださいという、そういう要望なんです。

○高橋兼次委員 前回での執行部の説明においては、自分たちでやるからという趣旨の説明だったんです。それを文書でもらっているという説明に受け取ったんです。ですから、それが確実に出されてあるのか、ないのかを確認したいんです。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 自分たちでやりますよという、そういう書面はないです。

○高橋兼次委員 出していない。わかりました。

それから、これはあくまで参考なんですけれども、立派な計画書を出されているようであり

ますが、計画書のとおりに今いろいろ整備していった場合に、幾らぐらいかかるか想定はしておりましたか。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 この計画書は、神戸の方が企画立案、ありがたいことにしていただいたんです。震災後、神戸、和歌山、信越、奥尻、熊本等と被災地の方々といろいろとおつき合いをさせていただいて、高野会館は絶対震災遺構に残すべきだという提言をいただいて、こういうこともできますよという理想形といえば理想形なんでしょうけれども、神戸の「人と未来防災センター」という大変立派な施設がありますけれども、この建物をイメージしてこういうこともできますよというアイデアに過ぎません。このような施設をつくるとすると、被災した建物が立派になってしまいますし莫大な費用もかかりますので、これは本当の具体的な計画じゃなく理想の案でございます。

○高橋兼次委員 わかりました。終わります。

○委員長（山内昇一君）ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 きょうは大変ご苦労さまでございます。

私から何点かお伺いします。

まずもって、震災後、高野会館を震災遺構にしたいと思った理由と、今までの経過をちょっと時系列でお願いしたいと思います。

さらにまた、アスベストの関係は今、高橋委員から質問されてわかりました。

それから、大変会館に語り部バスが毎日運行されているようですけれども、最近の状況はいかがなっているのかです。

それから、5月15日、特別委員会で先ほど高橋委員からもありましたけれども、当局の説明と食い違いがあったようなんですかけれども、またこの間、阿部副社長さんがお見えになってお伺いしていると思うんです、当局の説明を。その中で、そのほかにもっと食い違いがあったことがあったのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 前回も私、傍聴させていただいて、たしか伸太郎さんですか、経過説明されたほうがいいんじゃないかというご意見もあったので、経過、幸子委員からもありましたように経過説明させていただきたいんですが、資料をもとに経過説明させていただきたいですが、いかがでしょうか、委員長。

○委員長（山内昇一君）調査のために必要であれば許可します。必要な資料ですね。（「はい」

の声あり) ちなみに、その参考資料の内容というか、どういうようなものですか。

○阿部隆二郎参考人 内容は、避難ビルになっていたか、それから町が行ったアスベストの状況の写真、それから町が出している土地所有者の意向調査のお願いの文書、それから高野会館周辺の図面、あと最近の高野会館の周辺の道路状況の写真、それから要望書に添付した資料です。

○委員長（山内昇一君） それでは、内容的に非常に関係が深いので配付をさせていただきます。

ちょっと休憩します。

午後1時29分 休憩

午後1時31分 再開

○委員長（山内昇一君） では、再開します。

参考人。

○阿部隆二郎参考人 まず、高野会館は1986年に一部4階建て鉄筋コンクリート製で、総延べ床面積2,850平米で建築されました。

それから、資料1にございますように2006年の12月に南三陸町地域防災計画により高野会館が指定避難場所となりました。震災数年前から何度か町が実施する防災訓練に行政区の近隣住民が参加する津波避難訓練を行い、建物の裏階段等を利用し屋上に避難し、有事の際には4階建物内に入る場合はガラスドアを壊して入室しても構わない旨を住民に伝えておりました。

そして、2011年3月11日に東日本大震災が発生し、津波避難ビルになっていたことで近隣住民約30名、それから通りすがりの人々と、ご存じのとおり、当日、高齢者芸能大会に参加していた大勢の方々を含む327名と犬2匹が助かりました。

そして、これが重要でございます。2011年の12月に高野会館が建てられている場所が全面改修による南三陸町震災復興祈念公園エリア内に入り、被災市街地復興推進地域として都市計画決定し、当地域は2年間建築禁止になりました。

2012年12月4日、阿部長商店の許可なく南三陸町がアスベスト測定を依頼したエヌエス環境が立ち入り禁止の高野会館に無断で侵入し、20カ所の建材を無断で採取しました。

2012年12月10日、役場で私と女将が町長と面談し、高野会館を震災遺構として残すことや今後の志津川湾観光船のことについてお話をいたしました。このとき、アスベストの話は一切ございません。

2013年3月11日、エヌエス環境がアスベスト分析結果報告書を南三陸町役場に提出しました。これは皆さんにも行っているかと思いますが。

2013年5月3日、ホテル観洋にて三浦建設課長と私、阿部女将と今後の高野会館について話し合い、私どもは解体する意思はないと伝え、このときもアスベストに関する説明は一切ございませんでした。

2013年8月12日、ホテル観洋にて、皆さんお持ちでいらっしゃいます高野会館を震災遺構として保存するので解体しない旨の回答書、これは役場がつくったものでございます。この回答書を三浦建設課長が持参し、私と女将が応対し、当然、その当時は高野会館が南三陸町震災復興祈念公園エリア内に入っているので、東日本大震災の教訓を後世に伝えるため震災遺構として保存する意思を改めて三浦課長に伝え、その書類に間違いなく私は押印しました。その際、三浦課長の説明では、この文書は高野会館を解体するか、しないか意思確認するだけのものであると話し、アスベストに関する説明は一切ございませんでした。

仮に、私どもが書類をつくるのであれば、簡潔に、高野会館は南三陸町震災復興祈念公園エリア内に入っていることもあり解体せず震災遺構として保存しますとし、役場が作成した回答書の結びにあるように回答できないという、いかにも役場に協力しないような表現は使いません。

これも重要でございます。2014年6月30日、南三陸町は、2011年12月に高野会館が位置するエリアを被災市街地復興推進地域として都市計画決定していたが、2年半以上、当地域を未整備で放置しておりました。そして、お手元にある資料3です。2014年6月30日の土地説明会で、震災復興祈念公園は縮小変更することを発表し、復興祈念公園エリア対象外となった土地については、今後実施する意向調査を見て考えるとし、区画整理等による整備を明言しました。

当日の説明会で、南三陸町が町民に配付した八幡川西側地区土地活用意向調査のお願いには、ごらんのとおり次の2項目が太字で枠どりし明記されています。1、震災復興祈念公園は規模を縮小して整備します。次が問題です。2、公園事業等の対象とならない土地は権利者の皆様のご意向を踏まえ、現在の場所での土地活用ができるよう支援します。2012年12月から2年半も経過した後に、復興祈念公園エリアから外され、私も非常に困惑しました。ただ、この②の文言を見て安堵した次第でございます。しかしながら、高野会館周辺の現状やら今後の計画図面を見ると、この明記されている文書に反して、権利者の意向を踏まえ現在の場所での土地活用に何ら支援の姿勢も策も見えず、通知文書の反故であると思います。

2015年8月8日、役場での八幡川西側土地説明会にて、私どもを含め西側の土地所有者に対し、東側の土地交換や換地が終わった後の残りの空き地の話し合いの進め方に出席者から不公平、不平等であるとの意見が噴出しました。

2015年12月19日、役場の西側土地説明会で高野会館への交通インフラに関し私が質問し、そうしましたら道路はつけるとの説明をいただきました。八幡川東側土地所有者の土地交換や換地が終わった後に、西側土地所有者の説明を開く行政のやり方に、8月8日の説明会同様、不満が噴出し会議が紛糾しました。

2016年4月24日、役場にて西側土地説明会を開催し、2016年5月13日、役場で私が行政側と個別面談しました。皆さんの資料の4です。このときに、初めて高野会館周辺の具体的な図面を提示されました。高野会館への取りつけ道路ではごらんのとおり盲腸線です。盲腸線で行きどまりの急カーブ、急下り坂になっていたため、災害復旧なので震災前と同様の道路幅員、両サイドの歩道整備、大型バス七、八台がスムーズに運行できる環境整備を訴えました。

2016年8月9日、市場方面に向かう道路に高野会館の看板設置を依頼し設置していただきました。

2016年8月17日、高野会館周辺の語り部バス運行ルートでいまだ舗装されず、これは資料の5番です、雨が降った後に冠水したり語り部バスと工事車両がすれ違う危険な箇所や死角が生じているところがあるので改善するように求めました。これはその写真の2017年の5月です。つい最近のことございます。切り返しをするのも大変な状況は写真だけでもおわかりになると思います。

2016年9月30日、ホテル観洋にて、復興整備課、国交省、UR職員等が高野会館周辺の道路計画を私どもの会長に説明しまして、国道から高野会館への取りつけ道路が行きどまりになっていることに驚嘆し、ロータリー道路がないのなら国道下をトンネルで復興祈念公園方面でつないで安全性を確保するよう提言し、また港橋が人道橋になる計画にも猛反対し、災害復旧なので車道橋にすべきことも要望しました。

2016年10月13日、ホテル観洋で私と女将が最知副町長初め復興整備課、国交省、UR職員と面談し、高野会館への急カーブ、急下り坂の取りつけ道路が行きどまりになることや、震災前、高野会館に面していた旧国道幅員、これは車道です、9メートルありましたが、今回の取りつけ道路の幅員が8メートルになることに抗議し、私どもが現在語り部バスで利用している劣悪な未舗装道路の舗装整備や累計30万人以上、バスに換算しますと1万台以上が走行した交通量の高野会館への道路、国道下にトンネルで通したりロータリー等で行きどまり解消等道路

付近、両サイドの歩道等の安全性を強く求めました。

2016年10月27日、ホテル観洋で私と女将が国交省、UR職員等に前回同様、高野会館への取りつけ道路のトンネル等での行きどまり解消と道路拡幅、歩道等の安全性を強く求め、震災前、八幡川にかかっていた車道橋が5本から3本に減ったことを改めて知られ驚嘆し、人道橋になる計画の港橋を災害復旧の観点と安全面から車道橋にすべきことを再度要望しました。

2016年11月15日、ホテル観洋で私と女将が国交省、UR職員に前回同様、高野会館への取りつけ道路のトンネル等での行きどまり解消と道路拡幅、交差点の信号設置、歩道等の安全性、災害復旧などで人道橋になる計画の港橋を車道橋にすべきことを再度要望しました。

2016年12月5日、ホテル観洋で私と女将が国交省、UR職員に前回、前々回同様、高野会館への取りつけ道路のトンネル等での行きどまり解消と道路拡幅、歩道等の安全性、八幡川にかかる車道橋が5本から3本に減り安全面が危惧されるので、人道橋になる計画の港橋を車道橋にすべきことを再度要望しました。

2016年12月、語り部が同行せず直接高野会館を視察に来る方々のために、高野会館正面入り口に説明看板を設置しました。

2017年1月13日、観洋で私と女将が国交省、UR職員と面談し、1月16日から高野会館への語り部バス運行ルートが大きく迂回するコースに変更する打ち合わせとともに、高野会館への取りつけ道路のトンネル等での行きどまり解消と道路拡幅、歩道等の安全性、人道橋になる計画の港橋の安全面を考慮し車道橋にすべきことを再度要望しました。

2017年1月18日、ホテル観洋で南三陸てん店まっぷの各店舗の方々に復興整備課、国交省、UR職員等が町の復旧進捗状況を話した中で、車道橋だった港橋が人道橋になる計画を説明した際、事業者全員が驚嘆し、震災時の経験から人道橋では有事の際、避難できないので車道橋にすべきだと行政側に強く訴えました。

2017年1月27日、宮城県の津波浸水深の標示板を高野会館の外壁に設置しました。

2017年8月に高野会館の開口部に防鳥ネット、鳥が入るのを防ぐネットの工事をしました。

2017年9月11日、役場で私と天然記念物に指定されている野島断層を保存している北淡震災記念公園の関係者、それから南三陸町の議員の方が高野会館を震災復興祈念公園エリアに再度組み入れ、災害復旧の原状復旧を前提に、かつ安全面を考慮し高野会館周辺の外周道路を整備するよう役場に要望書を提出しました。この要望書と一緒に資料の6、これは添付資料で提出しております。

2017年9月12日、宮城県庁にて私と北淡震災記念公園の関係者、南三陸町議会議員の方々

が、前日、南三陸町に提出した要望書を宮城県の震災復興・企画部に報告も兼ねて提出いたしました。

そして、2017年9月21日、高野会館を案内する震災を風化させないための語り部バスによる地域交流活性化の取り組みが全国239件の応募の中から第3回ジャパン・ツーリズム・アワードの大賞を受賞させていただきました。

そして、2018年2月16日に前年の9月11日に私どもが提出していた高野会館保存要望書に対し、南三陸町は全ての項目について拒絶をした回答書を提出しました。

そして、2018年2月20日に高野会館を震災遺構として保存することに関する当該の請願書を提出した次第でございます。

そして、2018年2月23日、役場で私と北淡震災記念公園関係者、南三陸町の議会議員の方々と副町長、総務課長はじめ各関係課長等と面談する際、北淡の方々と同行取材していた神戸のテレビ局の方が話し合いの場面の取材を申し込んだんですが、役場は断りました。総務課長は、高野会館にアスベストがあるのでマスコミは入れないほうがいいよ、副社長、観洋を思いやつてのことだよということを話されました。そして、ところが今まで何度も高野会館の震災遺構について行政側と私は協議してきましたが、アスベストに関する話は誰からも一切ありませんでした。とりあえずマスコミにご遠慮いただいて、2月16日に町が提出した回答書について話し合いまして、かさ上げした国道から高野会館への取りつけ道路が急な下り坂、急カーブで行きどまりの盲腸線になっているので、大型バスが七、八台連なって行った場合、どのようなルートを走行して安全に戻れるのかの問い合わせに、役場側から解決を見出せる提案が一切ございませんでした。

そして、2018年3月6日に町議会でこの2月23日のマスコミの対応とは相反して、佐藤町長が町の調査結果によると高野会館の建物にアスベストが使われている、来訪者に健康被害が出るおそれがあると唐突に発言され、さらに町長本人、遠藤前副町長、西城前建設課長、三浦建設課長がアスベストのことは高野会館所有者に何度も説明し解体を勧めたと言っておりましたが、そのような事実は一切ありません。

西城前建設課長に関しては、2014年の9月24日に課長がプライベートでホテル観洋にいらっしゃったときに、私が一度ロビーで会っただけで、そのときも高野会館の業務上の話は一切ありませんでした。

また、町長は遠藤前副町長が一番詳しいと言っておりますが、高野会館に関することで遠藤前副町長と話し合ったことは一切ありません。時間をじっくりとて、私が遠藤前副町長と話

し合ったことは一度ありますが、これは一番最初の特別委員会のときだったですか、千葉委員が冒頭でおっしゃられた観光協会のことですけれども、私はその当時、観光協会の会長をやつしていましたが、観光協会の公金が紛失した件で話し合ったんですが、このお金がなくなったと発覚してから20日以上たってから私のところに報告があったんです。その報告があった前日に、皆さんの議会で観光協会の臨時職員の数千万円の入件費が議会で通った翌日に私に報告が来たのでよく覚えております。こういったお話をさせていただいた記憶があります。

また、町長は、皆さんの資料4にあるとおり、図面にはネイチャーセンターとそれから港橋、ちょっと外れていますが、ネイチャーセンターの移設と車道橋での建設を要望していた人道橋で計画の港橋の架橋計画自体がなくなったことも突然発表しました。有事の際の避難する方向は横の移動ではなく縦方向に避難し、車ではなく徒歩で避難することになっていると答弁していらっしゃいますが、八幡川左岸の新井田川には橋と橋との間隔が非常に狭く、費用対効果に疑問が生じる橋を含め、新しい車道橋が4本建設されたのに対し、八幡川では震災前にあった港橋さえも許されず、5本から3本に減っております。仮に現在の汐見橋が交通事故等で通行止めになったり、先日のゴールデンウイークのように汐見橋周辺の数キロ圏内で大渋滞になった際、緊急車両等が八幡川を安全に遅滞なく走行できる迂回路がなく、町民の命が脅かされていると思います。

2018年3月8日、ホテル観洋が依頼した宮城県公害衛生検査センターが高野会館の大気アスベスト測定を実施しまして、3月22日に、皆さんの資料7です、大気アスベスト測定の結果、未検出でありました。

2018年5月のゴールデンウイーク、さんさん商店街出入り口の混雑が原因で石巻方面からは高野生コン、気仙沼方面からウジエスパー、入谷方面からはポータルセンターまで大渋滞が発生しました。迂回路がなく、八幡川にかかる石巻方面と気仙沼方面をつなぐ45号線の橋が汐見橋しかない現状では、有事の際はもちろんのこと、袖浜の海水浴場が営業する夏休み等は観光客や市場関係者、近隣住民の日常生活にも重大な支障を来すのは必至であります。

るる説明させていただきましたが、重要な点はもう一度簡単に申し上げます。

2011年の12月に高野会館が建てられている場所が全面買収による南三陸町震災復興祈念公園エリア内に入り、被災市街地復興推進地域として都市計画決定し、当地域は2年間建築禁止になりました。

その2年半後、2014年6月、被災市街地復興推進地域として都市計画決定し、2年以上当地域を未整備で放置していながら、高野会館を震災復興祈念公園エリアから外し、その際、公園

事業等の対象とならない土地は権利者の皆様のご意向を踏まえ、現在の場所での土地活用ができるよう支援する旨の文書を町は提示され、これは資料にございます。

そして、2016年の5月、役場が提示した書類内容に相反し、このとき提示された図面では、高野会館への取りつけ道路が盲腸線の行きどまりで、しかも急カーブ、急下り坂になっていたため、災害復旧の観点と安全面から、震災前と同様の道路幅員、両サイドの歩道整備、大型バス七、八台がスムーズに運行できる環境整備を訴えました。

その後、要望書の提出を含め8回の協議を重ね、行政側に八幡川の右岸と左岸の格差是正とともに高野会館周辺の道路整備を訴え、改善策、打開策を求めましたが、ございませんでした。

2018年2月20日に請願書を出した次第でございます。

それから、行政側と私どもの相違点、この間の特別委員会での町側の答弁との相違点を申し上げます。

まず、町長の答弁に関して、先ほど兼次委員からのお話ありましたように、2013年5月に高野会館所有者に理解を得られないので町長室においておいて説明したと発言されましたが、そのようなことは一切ありません。町長から解体を勧められたこともアスベストの説明も一切ありません。

また、遠藤副町長、西城前建設課長、三浦現建設課長が所有者に解体を勧めたことやアスベストの説明、再三したとおっしゃられましたが、一切ございません。

それから、町長は、遠藤前副町長が一番詳しいと言っておりましたが、高野会館に関することで遠藤前副町長と話し合ったことは一切なく、先ほど説明したとおりでございます。

それで、町長は機会があれば遠藤副町長にやりとりを聞きたいとおっしゃっていましたので、私どももぜひとも本人からお話を伺いたいと思います。

それから、高野会館を震災遺構として残すことに町長は反対していないと、ご自由にとご発言をされまして、高野会館が位置する場所を2011年12月から復興祈念公園エリア内に指定し、2年半も網をかけ続けておきながら、突然、2014年6月に公園を縮小するので公園対象外になることと、当該権利者の意向を踏まえ現在の場所での土地活用ができるよう支援する旨の文書が提示されました。この支援するとの行政文書がありながら、高野会館を残すことについてご自由にとの発言は無責任であり、大型バスが何台も運行する高野会館への取りつけ道路が急カーブ、急下り坂で行きどまりの盲腸線のままにしているのは、町政の約束不履行であると思います。

また、高野会館の解体費7,000万円について、町が出したら住民サービスが低下するとおっしゃられていましたが、そもそも私どもは高野会館を解体せず震災遺構として残すと伝えているので、この発言は的を得ておりません。それこそ前回の特別委員会で議論されましたように、防災対策庁舎が2031年以降解体することになった場合、初期費用に費やした数千万円は無駄になるのではないかと危惧しております。

また、私ども以外で遺構を残したいと当時おっしゃられていた方が4件いたと、その方々は解体に応じたとおっしゃっていましたが、役場から私どもに解体処理を勧めることは一度もなく、解体する考えは毛頭ございませんから、私どもがあたかも非協力的だと言わんばかりの言い方であります。私どもは震災の教訓を次世代に伝えたいという意思のみで当該建物を残しているだけのことです。

それから、先ほどの話とダブりますが、佐藤環境対策課長のアスベストの答弁です。同意したと認識しているという説明ですが、私どもは調査の打診も同意するという答えも一切しておりませんので、当時の担当者からぜひ聞き取って、その結果を報告していただきたいと思います。

それから、男澤復興推進課長の答弁で、復興祈念公園の面積を拡大することは他市町村と比べても非現実的と発言されましたが、陸前高田市のように震災遺構としての保存価値を再検証し、川を隔てた対岸の土地さえも拡大して130ヘクタールの復興祈念公園を有している自治体もございますので、皆さんお忙しいでしょうが、ぜひ視察をしていただきたいと改めてお願ひ申し上げます。

それから、三浦建設課長の件は、先ほど申し上げましたように本当に悲しかったです。

以上、あと何かありましたっけ。

最近の状況ですが、残念ながら震災の風化が進んで交流人口が減りつつありますが、おかげさまでジャパン・ツーリズム・アワードを受賞させていただきましたので、また語り部バスに乗られる方々がふえております。

そして、どういった方々が、今まで語り部バスに乗られて高野会館を我々がご案内し屋上から復旧・復興の進捗状況をご説明した方々は、皇室関係者、それから現閣僚、元閣僚の方々、それから宮城県知事はもちろんのこと、各県の知事様方多数でございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。大変詳しい説明をいただきました。

それでは、委員の皆様、質疑をお願いします。及川委員。

○及川幸子委員 大変貴重なご意見ありがとうございました。ご説明ありました。

1つ問題になるなと思われるは、議会でも問題視されました右岸と左岸の問題です。あれがやはりネックになっているのかなと思われます。なぜ、エリアから外されたかということは当局からの説明も不十分だったのかなと思われるのが1つです。

それから、今、最後にお話しになられました大勢の宮城県知事初め多くの皆さんが、現地を視察なさっている方々は多いと思います。よって、我々議員も、この中でも数名しか現地確認をしていないと思われますので、現地を見るということが一番大事ではなかろうかなと。私も上って感じたことは、あの上に上ったときの志津川市街地の見え方が、当時はこういう状況だったんだということがすごく感じ取られる場所でございます。そして、現在も区画整理、高くなつたところが一目瞭然、わかる場所でございます。ですから、ぜひ委員皆さん方で現地を見ることが大事だと思われますので、その点もご要望に入れさせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 次、お願ひします、質疑。参考人様はちょっと質疑はご遠慮いただきたいと思います。関連しますか。じゃあ、許可します。

○阿部隆二郎参考人 どうぞ、当日でも構いませんからご連絡いただければご案内しますので。そのことだけ申し上げさせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

委員の方、質疑お願ひします。千葉委員。

○千葉伸孝委員 今、参考人の説明、町との対し方とかそういった中で、町から出されてきたりいろいろな話とかことがもうまるつきりうそみたいな感じの話をされました。その中に、ホテル側にとって有効な部分というか、町からの対応でこの辺だけはありがたいとか、そういった感じの部分がありましたら教えてください。

あと、私は、高野会館を遺構にするかはどうかにしても、高野会館の必要性は誰も反対しないと思うんです。そして、防災庁舎に当たっては鉄骨です。もう20年間、県に渡して県で管理しているわけなんですが、鉄骨は津波をかぶっています。だから、防災庁舎がずっと存続するわけではないと思うんですが、防災庁舎は今回の震災の中で南三陸町の象徴になっています。祈念公園の整備の中で奈良女子大の宮城教授があそこを設計したわけですが、基本的に私が説明会の中で聞いたのは、防災庁舎が今後塩害でもってなくなったらどうするんだという話を宮城教授に聞きました。そうしたところ、教授は今残っている防災庁舎の周辺の以前の庁舎跡、あと防災庁舎の跡、その基礎部分も震災遺構としてなると。果たしてそうなんでしょうか。それを考えたら、高野会館を遺構にするべきだと私は思います。そういう形でホテル側も全面

的に町の維持費としての支援をもらおうというのは、やっぱりなかなかその辺は難しいと。

しかしながら、外構の整備は観光客が何十万人もホテル側に泊まって、来町した方が語り部で防災庁舎も道路から見ながら、あと会館にも足を運んで、多くの人がここで助かったんだと、そういう津波被災のあそこで多くの人材を救ったということは、今後、自然災害の防災に関しては、私は貴重な場所だと思うので、できればあそこは残すべきだと思っているのが私の考えです。

しかしながら、私は、全ての維持費を町側にという考えだったらば、その辺はちょっと疑問に思います。ホテル側が高野会館を持っていることによって多くの来町者を迎えることは高野会館さんにとってプラスだし、多くの来町者が南三陸町に来るということは町にとってもプラスなんです。それを町が全て否定するような、あそこに入っちゃだめだとか、まるでホテル側の、私はこれまでの今参考人の説明を聞いていると、一から、最初から反対というような町の考えにしかとれません。観光立町を訴えている南三陸町、その中で今町の進めている防災庁舎に協力をしないみたいな行動は、私は間違っていると。今後もいろいろな議論が議会でなされると思うんですけども、私はやっぱり真摯に南三陸町にホテルを建ててそこで営業して多くの人たちを迎える、雇用を生んでいるホテル側の意向にも私は沿うべきだと思っています。

今、何点か私の考えを言いましたけれども、参考人はどのように思いますか。

○委員長（山内昇一君） 参考人。

○阿部隆二郎参考人 町に対してありがたいことはという質問は、残念ながら、この町の職員の方はなかなか我々と協議するのを避けていらっしゃると思います。URさんとか国交省さんとか、そういう方々と先ほど説明したとおり、ややこしい協議内容はその方々に丸投げみたいな姿勢が見受けられます。そういう方々は我々の環境、立場を理解されて、こういうことはできますよとかいろいろ看板にしろ、それから今現在、未舗装の砂利道ですけれども、ちょっと危険な場所はメディアをつけましょうかとかいろいろしていただいたことはありますので、その辺は感謝しております。

それから、我々は維持費を要望しているんじゃないんです。図面を見ておわかりのとおり、バス七、八台がこの道路の急な下り坂、急カーブで新しい45号線にぶち当たってどうやって帰るんですかと。今、バスの事故、軽微な事故でも一発で免許停止ですから、こんなところに、我々は自社バスは行きますけれども、観光バスの運転手なんか行かないです。行けないです、怖くて。何でいうんですか、基本的人権は水と何でしたっけ、ちょっと忘れましたけれども、これは我々も町民ですから町民として当たり前の道路はお願いできて当然だと思って、ずっと

継続してお願いしているんですが、このとおりなんです。維持費なんか、もう我々はあの建物はあの建物をつくった方、設計施工した方、もう50年、100年大丈夫だとおっしゃっていますから、安全策だけとれば十分防災庁舎より長持ちしますから、動線です。安全な動線だけは担保してくださいと、それを申し上げているだけです。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 参考人、副社長の話はわかりました。

私は、どうしても維持費というのは全ての南三陸町でこれから公共施設ができたときに、やっぱり一番問題にするのは維持費ということで、いつも議会で行政に質問しています。それを頼ることなく管理していく、ただそこに行く車の道路、橋、その辺の整備をしてもらえば町のためにも寄与できるという考え方で副社長は多分話していると思います。

今現在、私が港橋ですか、あそこを見ますが、もう危険きわまりない。もう水面と幾らも違わないくらいの橋をバスが何台も続けて通っています。これは町としてどうなのかという、観光に来た来客が何なの、あの道路と。南三陸町は笑われると思っています。そういった中で、公募による南三陸町の橋のデザイン関係を若い建築家に声かけて、とりあえずその辺でも公募があって入賞者は決まったけれども、その人道橋にしようとした経緯というのも、今ある高野会館を結局活動できないようにするための1つの方策であって、またそれが被災地南三陸町のアピールとしか私はとれなかったんです。そういったことから考えても、今の観光客に対しての町としてのサービス、そのためにはどうしても動線の確保は必要だと思います。

あと、この間、地元の一部の新聞に載っていましたが、45号線から港橋に何かきれいな道路が整備されていて、その先には切れてカーブだけなんです。これというのは、もう高野会館への観光客を行けないようにするような建設計画の何か写真が載っていました。これも今議論でされている中で不思議でたまりません。今後、副社長の話もわかりました。議会の中で町長にその辺をただしていきたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） 時間も、委員の皆さん初め、経過しておりますので、簡明にひとつ質疑をよろしくお願いしたいと思います。星委員。

○星 喜美男委員 どうも参考人には大変ご苦労さまでございます。

ちょっと確認いたしたいと思います。この計画書を見ますと、町に維持管理を全てお願いしたいといったような内容になっていると思うんですが、今、参考人が申し上げるにはそういうものではないような話だったんですが、その辺どうなっているのか確認いたしたいと思います。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 要望書じやなくて計画書ですか。（「計画書」の声あり）

先ほど申し上げましたように、この計画書は神戸の方々のアイデアで、最終形というかこういうこともできたらいいんですよと、そういう考えが強い計画なので、これを5年後、10年後にやるという具体的な考えは持っておりません。被災した建物を被災したままで安全に残したいと思っております。

○委員長（山内昇一君）星委員。

○星 喜美男委員 そうしますと、維持管理を町に全てお願いするということではないという捉え方でよろしいんですか。わかりました。

○委員長（山内昇一君）ほかに。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 倉橋です。

先ほど、説明の中で皇室の方であるとか閣僚、元閣僚の方とか、あと村井知事も来られたと、そういったV I Pの方々もいろいろと訪問されていたということだったんですが、そういった方から何かコメントがあれば、あったのか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。どうなんでしょう。高野会館、ぜひ残してほしいとか、そういった言葉がもしあつたのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 異口同音にして残すべきだと。特に、現役の閣僚の方がおっしゃられたのは、全世界の人に見てほしいねという、そういう温かい言葉を頂戴しました。

それから、海外の方々も同じようにこれは残すべきだと。海外のマスメディアでも取り扱われたこともございます。

○委員長（山内昇一君）ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 近くにいながら、私も1件だけ伺いたいんですけれども、先ほど計画書についてなんですが、参考人、再三、理想の計画書ということでお答えあったんですが、震災から7年たって私自身も、これは意見になるかどうかわからないですけれども、やはり神戸その他では結局ビジュアルで、写真とかそういった映像で残しても、余り風化に対する効力というか、やはり物の本にいろいろ目を通すと現物があって幾らという、そういう考えがほとんどなものですから、私自身、残していただきたいという思いのもとで、より現実的なというか、計画してからたっているのでそういうものを改めてもしできるのなら計画して、町との折衝を通していくと打開策というんですか、いろいろ費用面その他でもできると思うんですが、参考人の

考え方とかどのようなものなのか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 参考人。

○阿部隆二郎参考人 あくまでも要望書は、要望書の7ページに要約していますので、要望する事項が我々のこうしていただきたいということでございますので、計画書をちょっと皆さん、お金がかかるんじやないかと危惧されていらっしゃるかもしれません、要望書の7ページに記載されていることを要望しているだけでございます。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 例えば、防災庁舎との関連があると思うんですが、やはり片や命を失った建物と多数の人の命を救った建物、そちらを両方持っていくにはそれなりの考えは必要なんでしょうねけれども、先日も45号線の下を通れるようにということで議会等で私も私なりに要望を諮らなかつたので、そしたら当局の答弁は観光バスが通れるような45号線の下をつくってほしいと、そういう要望だと言われたものですから、私自身は、例えば、皆さんができるように今残っている駅の何か小さ目の行くところ、ああいったスタイルでももしかするととか、いろいろ考えながら連携して持つていけるような、例えば、要望というか計画等もこれから必要だと思うんですが、そういったところをお尋ねして最後にしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 参考人。

○阿部隆二郎参考人 まず、このトンネルを掘ってほしい、貫通してほしいということは、時系列からすると新しい国道45号線をかさ上げする前から言っているんです。図面は出ましたけれども、掘つたらまた大変な工事額になりますから、もうかさ上げする前から言っていることをまず1つ申し上げたいと思います。

それから、図面をごらんになって、急な下り坂で急カーブでぶち当たって、皆さん、どうしますか。どこにも逃げられないんです。もうトンネルしかないじゃないですか。こんな計画で。

それから、今、修学旅行でたくさんいらっしゃっていますけれども、さんさん商店街さんのところに何百名と学生が下りて1時間自由行動ですよという、そういう行程を、よく私ども泊まっていますからわかります。どこに行けばいいんですかという生徒の声が上がっているんです。ですから、広島に行かれた方はおわかりになると思いますが、原爆ドーム、それから資料館ですか、回遊できるんです。そういった幸か不幸か防災対策庁舎は亡くなりましたけれども、高野会館は皆さん助かりましたから、この2つの遺構物を回遊するような環境条件は整っていますので、もともと、しかも祈念公園のエリアに入っていたんですから、もう一度再考し

ていただきたいなと思って、もうトンネルは最後の最後の手段です。手段というか要望事項で、こんな動線じゃなかったら違う方法があるでしょうから。とにかく、バス七、八台が下つていってどうされるか、皆さん、イメージしてください。

○委員長（山内昇一君） ほかに。山内委員。

○山内孝樹委員 着座のまま大変恐縮です。

きょうは大変参考人ということで副社長にまたおいでいただきましたこと、私も御礼申し上げます。

そこで、私、前回、4月20日の特別委員会にて当局のみの答弁をいただいたわけですが、また繰り返しますが、1点確認を兼ねてお伺いしたいと思っております。

震災遺構としての請願等をお示しされました資料、目通しをさせていただきました。この中で20日の特別委員会におきましては町当局に一応文言の確認をさせていただきました。といいますのは、2月16日の要望についての町の当局のお答えについて確認をさせていただきました。この答弁、要望についての回答ということで5項目に分けて町当局ではお答えしておりますが、2に出てきます1市町村1物件である当町での防災対策庁舎がその対象となっていることからということで、この文言についてお伺いしました。

私自身の受けとめ方ですが、前回の特別委員会では解体か保存かということ。そして、十分な時間を費やして解体をするか保存をするか、防災庁舎です、ということでその時間を費やして協議したいという、その場を設けていただきたいという請願、要望に当たりまして、結果、時間を費やして協議をする場ということで結論が出ました。

先ほど、副社長もいろいろお話をしている中で、20年間の県有化を仲介役として県が保存管理をすることを現在に至っております。復興も終盤に当たりまして、町長もそろそろ結論はすぐ出るわけではないだろうけれども、解体か保存かの場を設けたいという前回の定例会にお話をされてお答えしていただきました。

私は、観洋様にお伺いしたいのは、9月11日の計画書の中に、南三陸町復興計画と高野会館という書き出しから（1）番まで、東日本大震災を象徴する防災庁舎と高野会館、二大遺構であるという、どちらも言いかえれば、遠回しになりましたが、防災庁舎ももう既に保存をお決めになっているような解釈を私はしたわけなんです。その点について、また改めまして観洋さんのお考え、まだ結果は出でていないわけです。やもすれば解体、また、今申し上げましたように保存、どちらかの結果が最終的には出るわけですが、町当局に当たりまして、私、同じことを言いました。そのような解釈をしてしまうんだが、どのようなお考えをしているのかという

のが前回の委員会でお伺いしたことあります。また、きょうは参考人としておいでになっておりますので、この点についてどのような受けとめ方をしているのか、改めてお伺いしたいと存じます。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。ただいま、菅原委員が退席しております。

どうぞ、参考人。

○阿部隆二郎参考人 この計画書の二大遺構という表現ですが、実際に私ども、皆さんご存知かと思いますが、この町には遺構として見る対象物は防災対策庁舎と高野会館の2つだと思います。そういった意味で、語り部のルートとして私も今戸倉小学校跡、それから高野会館、防災対策庁舎を回るルートなんですが、実際に現存している遺構物が2つということなので、別に深い意味はなく現在2つ残っているということでこういう表現をさせていただいております、この計画書です。

私も町の回答書の2番目について質問したんですが、もし県有化の防災対策庁舎が2031年に解体することになったらどうするんですかと質問させてもらいましたけれども、もやもやもやという感じではつきりした答えがなかったので、ですからそういった意味でも高野会館は残すべきではないかという考えを強くした次第でございます。

○委員長（山内昇一君） 山内委員。

○山内孝樹委員 要点はそこだと思うんです。それに限るものだとは私も解釈します。ただ、その文言の解釈の仕方によっては、既に残るものであると、残るものであるという定義づけられたような解釈で私、受けとめてしまいました。

もう一度、繰り返すことになりますが、1市町村1物件でありという書き方をしているんです、町では。防災対策庁舎がその対象となっていることからという書き出しで答弁されておりますので、既に定義づけられた答弁ではないかということで、これは町に確認をお伺いさせていただきました。同じことを繰り返すようですが、今、観洋さんでもそのような遺構として防災庁舎は既に残るものであるという、遺構としてという書き出しだったものですから、確認を兼ねてお伺いしたわけでございます。

それと加えまして、紹介議員、前回の委員会の中でどちらも残すべきではないかというお話をされましたので、私がお伺いした後に、その確認を兼ねてお伺いしました。まだ定義づけられたわけではありません。特別委員会の中では、今、また同じことを繰り返しますが、解体か保存かの結論はまだ出ていないということあります。その一言を加えて質問を終わりたいと思います。もし、できるのであればまたもう一度お答えしていただきたい。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 1市町村1物件というのは、初期費用が公費で賄えるという範疇での制度ですから、私どもはもう既に防災対策庁舎で初期費用をこの町は使っていますから、私どもは私どもで今でも維持していますので、陸前高田なんかはもう四、五カ所ありますし、この町で回遊できるような環境が整えば、1つでも2つでも3つでもよろしいかとは思っております。震災遺構です。

○委員長（山内昇一君）ありがとうございます。

そのほかございませんか。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 済みません、じゃあ簡明に。

前回の町当局への聞き取り調査のときに、どちらにも伺わなければいけないことが2つあると。今までの経緯と、それから現時点で、もしくはこれから高野会館という建物の安全性です。経緯については、今、先ほど来、ずっとご説明をいただきましたので、町に対して町との協議の中での非常に対応に不満がある、不誠実な態度がいっぱいあったんじゃないかということは痛いほど伝わりましたので、それはちょっとほかの方々がお聞きになりましたので置いておかれさせていただいて、安全性です。津波避難指定ビルにされていたというお話ですが、やはり津波もかぶっておりますし、建築されてからは大分年月がたっていると伺っておりますので、所有者の方として、あれは今後どれくらい安全だと思っておられるか、それをちょっと伺いたいなと。

それと、もう一つはちょっと確認なんですが、請願の範囲というものがどこまでなのかということは、私、非常に興味がありまして重要な部分だと思っています。先ほど来、計画書というのはちょっと未来予想図的な部分があるのでというお話でした。ただ、要望書に関してはしっかりと要望していきたいことなんだ、請願の願意に含まれているんだということを先ほどおっしゃっておりましたが、それでよいのかどうか、再度確認で伺います。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 まず、安全性ですが、基本的には高野会館は外からごらんになっていると。望む方々、それからぜひ見たいという要職の方々が多くございますから、その辺はアスベスツは飛散しておりませんが、念のため、ほこりを防ぐためマスクをつけていただいたらしく、もちろんヘルメットもつけていただいたらしく、安全性は現状では確保しております。それが建物の安全性というのは、これは専門家が長期間にわたってかなりの調査費用がかかるような調査が必要だと思いますが、ひびが入って塩害で危険じゃないかという、そうおっしゃ

った方々が実際に見たかどうかは聞いておりませんが、実際にあの建物を設計施工した方々が、先日、私も一緒に行って大丈夫だと、雨漏りもしていないということですから、目視ですけれども、その辺は安全性を確認されております。

それから、請願の範囲ということで要望書の7ページ、これはこここの位置にある建物の所有者として、権利とは言いませんけれども、当たり前のことだと思うんです。道路がない建物なんかないですよね。しかも、震災前に一等地にあって三方を広い道路に囲まれた建物で、基本、災害復旧ですから原状復旧なので、今の環境を考えるとこの要望は当たり前じゃないかとは思っていますけれども。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 ありがとうございます。

建物の安全性、強度に関しては、やっぱり専門の方が見ることでどうから、所有者の方とはいえ、そこまで専門的な知見を持ってお答えしていただけるとは思いませんでしたが、ただ、施工された方、つくった方はある種自信を持っているというか大丈夫ですよと言っているというのは、1つ判断の材料にはなるかなと思います。ありがとうございます。

請願の範囲につきまして、恐らく周辺道路、建物を遺構として保存する、しないにかかわらず、その建物を持っている、もしくはその土地を所有している一町民、一事業者として、道路をつけてくれとか、この道路は急だよねということの要望を挙げるということは当然の範囲だと思いますというお答え、まさにそのとおりだと思います。

ただ、国道にトンネルというと、やっぱりちょっとこちら側としては非常に大規模な工事になるし、また二重防御の機能を持たせている国道に穴をあけるということは果たして可能なのだろうかということをちょっと疑問を抱かざるを得ないのかなと思いましたので、所有者の方としての主張ということであれば非常に理解ができる内容かなと思いました。

ただ、その上で請願の一番大事な願意としては、そういったもろもろの周辺整備も含めて町があの建物、高野会館を祈念公園のエリアに組み入れさえすれば、するという意思を示してくれればおのずと周辺整備も整うんだろうしという内容だと思うんですが、一方で、私ちょっとと考えたんですが、公共物にすることによる請願者の方というか、今まで語り部をずっと続けてこられた皆様にとってデメリットになる部分ももしかしたらあるのではないかと思ったんです。

というのは、要は町の管理にしてくださいと、要は町の責任での建物を、運営維持管理費はどうかわかりませんが、町の整備する公園エリアに入るということは、やっぱり管理責任は

町に当然生じてくるわけですよ。そうなった場合に、今までどおりに語り部のツアーをもしかしたら続けられなくなる可能性もある。または、建物で何か、考えたくはないですが、事故だとかけがをするような事例があった場合に責任はどこだという話になると、当然、行政側としては必要以上の法措置を施す、アスベストを撤去するなりということになると、建物の内容をできるだけ現状のまま保存したいという請願者の方、語り部の方々、それをまた見に来た方々の意思とは反する結果にもしかしたらなり得るかも知れないとちょっと考えているんです。

ですので、民間で所有し続けたほうが、もしかしたら後世への遺産として残す上では有用なのではと、これは個人的な意見も含まれておりますが、考えに及んだことはございます。それについて参考人の所見を聞かせていただければと思います。

○委員長（山内昇一君）参考人。

○阿部隆二郎参考人 まず、最初は祈念公園のエリア内に入っていたと。当時は、私どもの創業者も、じゃあこの建物を町にやるかと、けっからと、この地域の方言で、そこまで考えていたわけですが、対象外になったと。しかも、こういう道路環境なので、とりあえず公園エリア内に入れば道路の整備はしてくれるのかなという、そういう時系列的な考えも変わってきたわけで、陸前高田も民間の建物が公園エリア内に入っていますし、それは話し合いだと思いますけれども、所有者と行政との、どの地域も、どの自治体も。

○委員長（山内昇一君）後藤委員。

○後藤伸太郎委員 ありがとうございます。

まさにそこだと思うんです。今後の話、今ここでこうだああだと結論を出すことじゃないと思います。

その中で、今までの経緯の中でもいろいろ齟齬があった、お互いに真っ向から向き合ってないような部分があった。ただ、祈念公園エリアに入ったら、またその先も同じように協議は当然のごとく続していくということには、ちょっといささか不安を感じるなと思った次第でございます。以上です。

○委員長（山内昇一君）ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で参考人に対する質疑を終わらせていただきます。

ここで参考人に対し、一言ご挨拶を申し上げます。

特別委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。本日は大変お忙しい中、特別委員会の請願審査のため格別のご努力をいただき、また丁寧なご説明もいただきましたことに対し、大

変ありがとうございました。本日は、そういうことで本当にご苦労さまでございました。ありがとうございます。

ここで参考人には退席をさせていただきます。

それでは、参考人退席をしていただきました。

本日、予定しておりました参考人に対する質疑が終了いたしました。

請願2の1に対し、委員からそのほかご意見があればお伺いします。今後の調査等について。星委員。

○星 喜美男委員 ここに要望書が皆さんに配付になっているんですが、以前、私が申し上げましたように、請願の理由の中に、上から3行目なんですが、昨年9月11日に南三陸町に提出した要望書に記載のとおりという文言がありまして、それで当局に出たものをここに要望書を資料として提出いただいたんですが、この文言がありますので、先ほどの参考人の意見等にも7ページという非常に要約されていることもあります。これを正規の資料として請願者に提出を願ったほうがいいのかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。それとも、当局に来たものをそのまま正規の資料として認めていくべきか、その辺ちょっと皆さんに議論いただきたいと思います。

もともと請願と一緒にこの文言がある以上、請願者に提出してもらっておくべき資料だったのかなという私は感じがしたんです。それがなくて、これは当局に出された要望書を我々が配付いただいたということで、正規の資料として請願者にこの要望書を提出してもらったほうがいいのかなという感じがするんですが、どうですか。それとも、だから、これを正規と認めるかどうかということなんです。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 今の話は、これは執行部サイドから出てきたものだから、これと同じものを請願者から出してもらったほうがいいのではないかというのが案でしょう。それか、これを正規のものと認めるかというような、そういう発言だと思います。それを諮っていただきたいということでございます。

○委員長（山内昇一君） ただいまご意見がありましたが、資料が後で追加になりましたが、正規の資料として取り扱うかどうかについて、皆さんにお諮りしたいと思います。及川委員。

○及川幸子委員 ただいま、参考人からもるるいろいろお話がありましたので、改めて提出者から要望書を出していただけたほうがいいかなと思いますけれども、お諮り願います。

○委員長（山内昇一君） そのほかに。（「ちょっと勘違いしているんだけれども、新たな要望書

じゃないんだよ」の声あり) 内容は同じなんだ。(「ここにきちっと理由は中にうたってあるから、これをもっと一緒に本当は本来なら添付しなきやいけなかつたものを、ないから、これを認めるかどうかです。だから、新たな要望書ということではなく……」の声あり)

○委員長(山内昇一君) 高橋委員。

○高橋兼次委員 この要望書を要求したのは、特別委員会で要求したわけですよね、執行部サイドの。これで審議してきたわけですから、これを正規のものと認めてよろしいんじゃないですかと私は思います。

○委員長(山内昇一君) それでは、現在まで調査する中で重要な書類として参考にさせていただいたこの要望書を正規なものとしてみなしたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

そのほかございませんか。今後の調査。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 今後なんですが、やっぱり私は百聞は一見にしかずと思っておりまして、現地をぜひみんなで視察に行くべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。(「賛成です」の声あり)

○委員長(山内昇一君) それでは、ただいま倉橋委員より現地視察という話が出ましたが、これについて取り扱いはどうしますか。よろしいですか。じゃあ、高橋委員。

○高橋兼次委員 委員長、お忘れかどうかわかりませんが、これは最初の委員会にあったはずですから、現地を見るということは。わかっているんだろうね。

○委員長(山内昇一君) はい、わかっています。

○高橋兼次委員 じゃあ、やるべきじゃないですか。行程として執行部から聞く。そして現地を見る。それで帰ってきたら、紹介議員の人たちからまた聞くかもしれないというような。最後に、その中で参考人という者が必要になったので、今、ここがばんばんぶれたような格好になったけれども、そういう進め方をすると最初から決めてあったと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長(山内昇一君) まさしくそのとおりです。ただ、ここでもう一度確認ということで、しましたのでご了承願います。

大変重要なことですので、皆さんに再度確認していただきました。そういうことで進めさせていただいてよろしいですか。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

○高橋兼次委員 今、諮ったところ、賛成の意見が多いようありますので、今後いつ行くのか。それは恐らく特別委員会を開いてからの話しになるんだろうと思いますが、今後の進め方

をどのようにしたらいいか、その辺諮詢っていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ただいま決定いたしました今後について、次回、まだ日程等については検討しておりませんが、時期尚早に進めたいと思いますが、いろいろ準備等もございます。開催につきましてはこちらの都合もございますので、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいですか。ということで皆さんにお諮りしますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることにいたしまして、やりたいと思いますのでよろしくお願ひします。次に、その他として、委員から特別ご意見があればお伺いいたしたいと思います。（「なし」の声あり）

なければ、以上で本日の会議を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会することといたします。

ここで副委員長より閉会の挨拶をいただきたいと思います。

○副委員長（後藤伸太郎君） それでは、ご指名ですので。

会の進行についても、皆さん、意見いろいろございますと思います。委員会副委員長といたしますのは、もうちょっとスムーズに進められればよかったのかなと個人的には思っております。傍聴者の方々もいらっしゃっていますし、参考人を招いての委員会ですので、余り口元に笑みを浮かべながらの質疑というのはちょっとといかがなものかと思いましたし、進行する側も参考人と皆さんがあえやすいようにもうちょっと配慮はすべきだったなと私は個人的に反省しております。

それはさておき、非常に重要な内容を含む委員会でございますので、次回以降も引き続き慎重に自由闊達な積極的な発言を求めて、本日の委員会を閉じたいと思います。

大変ご苦労さまでした。

○委員長（山内昇一君） 以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時51分　　閉会